

IV 法人の管理・運営

1 認定NPO法人等の報告義務

(1) 役員報酬規程等の報告の概要

認定NPO法人等は、毎事業年度終了後3か月以内に、所轄庁の条例で定めるところにより、下表①～⑩に掲げる役員報酬規程等の報告書類を所轄庁に提出しなければなりません(法54②二～三、55①、62、法規32)。

(注1) すべてのNPO法人は、条例で定めるところにより、毎事業年度1回、所轄庁に事業報告書等を提出する必要があります(法29)。

(注2) 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等は、所轄庁のほか所轄庁以外の関係知事にも提出しなければなりません(法55①、62)。

【所轄庁に毎事業年度提出する書類一覧】

役 員 報 酬 規 程 等 の 提 出 書 類		参 照 ペ ー ジ
①	認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書	111
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ^(注3)	
③	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	
④	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	
⑤	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等 ^(注4) との取引	前 事 業 年 度 の 収 益 の 明 細 な ど 112～117
⑥	寄附者（当該認定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者 ^(注5) で、前事業年度における当該認定NPO法人等に対する寄附金の合計額が20万円以上であるものに限ります。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	
⑦	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類	
⑧	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
⑨	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類	
⑩	「III 3 (1)認定の基準の概要(P26～27)」の(3)(③)の部分を除きます。)、(4)①及び②、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類(特例認定の場合も同じです。) ※認定基準等チェック表(第3表、第4表(初葉)、第5表、第7表)、欠格事由チェック表	78～80、83、89、91

- (注3) 法人内で定める役員報酬・職員給与規程をご提出ください。様式は任意で構いません。
- (注4) ⑤欄の「役員等」とは、役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と次のイ～ハに掲げる特殊の関係にある者をいいます。
 イ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
 ロ 使用人である関係及び使用人以外の者でこれらの者から受ける金銭でその他の財産によって生計を維持している関係
 ハ 上記イ、ロに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
- (注5) ⑥欄の「特殊の関係」は、(注4)イ～ハに掲げる関係をいいます。

(2) 助成金の報告の概要

認定NPO法人等は、他団体等へ助成金の支給を行ったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、助成金支給後遅滞なく次に掲げる書類を作成し、所轄庁に提出しなければなりません。(法 54③、55②、62)

【所轄庁に提出する書類】

提出書類	参照ページ
助成金支給実績提出書	109

(3) 海外への送金又は金銭の持出しを行う場合（その金額が200万円以

下のものを除きます。）の報告の概要

認定NPO法人等は、200万円を超える海外への送金又は金銭の持出しを行う場合は、所轄庁の条例で定めるところにより、送金又は持出し前に次に掲げる書類を作成し、所轄庁へ提出しなければなりません。(注)

なお、災害に対する援助等緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、送金又は持出し後遅滞なく作成する必要があります。(旧法 54④、旧法 55②、旧法 62)

【所轄庁に提出する書類一覧】

提出書類	参照ページ
金額及び使途並びにその予定日を記載した書類〔金額及び使途並びにその実施日を記載した書類〕	110

(注) 平成29年4月1日時点に既に認定等を受けている法人の該当日を含む事業年度の海外への送金又は金銭等の持出しまでの対象となります。(特定非営利活動促進法施行令の一部を改正する政令(平成28年法律第70号)附則8)

例えば、4月～3月を事業年度とする法人の場合、平成30年3月31日までの海外送金等については、作成、提出等が必要です。

(4) その他必要な報告の概要

認定NPO法人等は、次表に掲げる「提出するとき」欄に該当する事項がある場合には、「提出書類」欄に掲げる書類を所轄庁又は所轄庁以外の関係知事に提出する必要があります。

【所轄庁にのみ提出する書類】

提出するとき	提出書類
① 認定NPO法人等の代表者の氏名に変更があった場合（法53①、法62）	認定（特例認定）特定非営利活動法人の代表者変更届出書（P108参照）

【所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出する書類】

提出するとき	提出書類
② 役員の変更等をした場合（法52①、法62、法23）	①役員の変更等届出書 ②変更後の役員名簿 ③役員が新たに就任した場合に必要なもの イ 誓約及び就任承諾書のコピー【その役員が法第20条（役員の欠格事由）に該当しないこと及び法第21条（役員の親族等の排除）に違反しないことを誓約し、就任を承諾する書面のコピー】 ロ 住民票の写し等【当該役員の住所又は居所を証する書面として条例で定めるもの】
③ 定款を変更した場合（所轄庁の認証が必要な場合を除きます。）（法52①、法62、法25⑥）	①定款変更届出書 ②当該定款の変更を議決した社員総会の議事録のコピー ③変更後の定款 ④その他所轄庁及び所轄庁以外の関係知事の条例で定める事項
④ 定款の変更に係る登記をした場合（法52①、法62、法25⑦）	①定款の変更の登記完了提出書（任意の様式） ②登記をしたことを証する登記事項証明書
⑤ 認定NPO法人等の代表者の氏名に変更があった場合（法53①、法62）	認定（特例認定）特定非営利活動法人の代表者変更届出書（P108参照）

（注1） 相模原市認証NPO法人は提出書類について別途手続きを行っている場合は、再度提出する必要はありません。

（注2） 2以上の都道府県に事務所を設置する認定NPO法人等は所轄庁及び所轄庁以外の関係知事にも提出が必要です。

【所轄庁以外の関係知事にのみ提出する書類】

提出するとき	提出書類
⑥ 所轄庁から認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の通知を受けた場合（法49④、法51⑤、法62） ※提出書類のうち、①直近の事業報告書等②役員名簿③定款等は、認定の有効期間の更新の場合は提出不要です（法51⑤）。	①直近の事業報告書等 ②役員名簿 ③定款等 ④認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類のコピー ⑤認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類のコピー ⑥法規27②、法規28及び法規33①に規定されている提出書（認定の通知を受けた場合は様式第1号、特例認定を受けた場合は様式第4号、認定の有効期間の更新を受けた場合は様式第2号）

⑦	定款の変更の認証を受けた場合(法52②、法62、法25③④)	①認定（特例認定）特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書（任意の様式） ②当該定款の変更を議決した社員総会の議事録のコピー ③変更後の定款 ④その他所轄庁以外の関係知事の条例で定める事項
⑧	認定NPO法人等がその事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置した場合(法53④、法62、法規31②、法規33②)	①直近の事業報告書等 ②役員名簿 ③定款等 ④認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類のコピー ⑤認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類のコピー ⑥法規31②及び法規33②に規定されている提出書（認定NPO法人は様式第3号、特例認定NPO法人は様式第5号）

(注) 2以上の都道府県に事務所を設置する認定NPO法人等は所轄庁以外の関係知事にも提出が必要です。

【変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁へ提出する書類】

提出するとき	提出書類
⑨ 認定NPO法人等が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を受けなければならない事項の申請をする場合(法52③、法62、法規30、法規34、法26①)	①定款の変更の認証を受けなければならない事項(法25③)に係る定款変更認証申請書 ②定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ③変更後の定款 ④定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（法11①三又は十一に掲げる事項に係る変更の場合に限ります。） ⑤役員名簿 ⑥宗教活動等を主たる目的等とするものではないこと（法2②二）及び暴力団等に該当しないものであることを（法12①三）を確認したことを示す書面 ⑦直近の事業報告書等 ⑧認定等申請書に添付した寄附者名簿等全ての添付書類の写し ⑨認定等に関する書類の写し ⑩所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等（寄附者名簿を除く添付書類を含みます。）の写し ⑪所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載した書類及び海外への送金等（200万円以下のものを除きます。）を記載した書類

2 認定N P O法人等の情報公開

(1) 認定N P O法人等の情報公開（備え置き・閲覧）

認定N P O法人等は、認定等を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければならぬこととされています（法54①②、法62）。

【認定N P O法人等の事務所に備え置く必要がある書類及び期間】

事務所に備え置く書類一覧	備え置き期間	
	認定 N P O法人	特例認定 N P O法人
① 事業報告書等	翌々事業年度の末日までの間（注1）	翌々事業年度の末日までの間（注1）
② 役員名簿	常置（注2）	常置（注2）
③ 定款等		
④ 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法54①）	認定の日から起算して5年間	特例認定の日から起算して3年間
⑤ 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法54①）	作成の日から起算して5年間	作成の日から起算して3年間
⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法54②二）	翌々事業年度の末日までの間（注1）	翌々事業年度の末日までの間
⑦ 前事業年度の寄附者名簿（法54②一）		
⑧ 前事業年度の収益の明細など「Ⅲ3(1)認定の基準の概要」の(3)(口に係る部分を除きます。)、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法54②四、法規32②）		
⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類（法54③）	翌々事業年度の末日までの間（注1）	作成の日から特例認定の有効期間の満了の日までの間
⑩ 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除きます。）を行うときの金額及び使途並びにその予定日を記載した書類（旧法54④）	作成の日から起算して3年が経過した日を含む事業年度の末日までの間	作成の日から特例認定の有効期間の満了の日までの間

また、⑦以外の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています（法52④、54④、62、旧法54⑤、62）。

（注1） 平成29年4月1日以後に開始する事業年度又は行った助成金の支給に係るものについては、「作成の日から5年間が経過した日を含む事業年度の末日までの間」備え置く必要があります。

（注2） 認定N P O法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となり、常に備え置く必要があります。

(2) 所轄庁の情報公開（閲覧・謄写）

所轄庁は、認定N P O法人等から提出を受けた上記(1)の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています(法 30、56、62)。

【所轄庁における閲覧又は謄写書類及び期間一覧】

書類名	閲覧期間 謄写期間
事業報告書等	過去3年間に提出を受けたもの(注1)
事業報告書	
計算書類（活動計算書、貸借対照表）	
財産目録	
年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿）	
社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面	
役員名簿	(注2)
定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）	
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	間有認中効定期の(注3)
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
前事業年度の収益の明細など	過去3年間に提出を受けたもの(注1)
収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	
資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	
次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引	
寄附者（当該認定N P O法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定N P O法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限ります。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	
給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類	
支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類	
海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限ります。）におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類	
「Ⅲ3（1）認定の基準の概要」の（3）（口に係る部分を除きます。）、（4）イ及びロ、（5）並びに（6）に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類	
「助成金の支給の実績」を記載した書類	
「海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除きます。）を行うときの金額及び使途並びにその予定日」を記載した書類	を間過去のけ提出された出年

(注1) 平成29年4月1日以後に開始する事業年度に係るもの又は行ったものについては、「過去5年間に提出を受けたもの」が閲覧対象となります。

ただし、特例認定N P O法人が提出するもの（事業報告書等を除く）については、変

わらず「3年間」となります。

(注2) 所轄庁又は認定NPO法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、

最新のものが閲覧等の対象となります。

(注3) 特例認定NPO法人の場合は特例認定の日から3年間

3 認定NPO法人等に対する監督等

(1) 認定NPO法人等に対する報告及び検査

イ 所轄庁は、認定NPO法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定NPO法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁は、所轄庁の職員に当該認定NPO法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法64①)。

ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定NPO法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定NPO法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁以外の関係知事は、所轄庁以外の関係知事の職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定NPO法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法64②)。

ハ 上記イ又はロの検査については、次のように定められています。

① 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、当該検査をする職員に、上記イ又はロの疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、認定NPO法人等の役員等に提示させるものとされています(法64③)。

② 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が、上記イ又はロの検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記ハ①の書面の提示を要しないものとされています(法64④)。

③ ②の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、認定NPO法人等の役員等に上記ハ①の書面を提示させるものとされています(法64⑤)。

④ 上記イ又はロの検査をする職員が、当該検査により上記ハ①又は③で理由として提示した事項以外の事項について、イ又はロの疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に關し検査を行うことを妨げるものではないものとされています。この場合、ハ①又は③の規定による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとされています(法64⑥)。

⑤ イ又はロの検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならず、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません(法64⑦、41③～④)。

(2) 認定NPO法人等に対する勧告、命令等

- イ 所轄庁は、認定N P O法人等について、(4)口①から③の認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定N P O法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます（法65①）。
- ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定N P O法人等について、(4)口①（①「Ⅲ 3（1）認定等の基準の概要」の(3)は除きます。）から③の認定等の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定N P O法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます（法65②）。
- ハ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ又はロの規定による勧告を受けた認定N P O法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定N P O法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます（法65④）。
- ニ 上記イ及びロの勧告並びにハの命令は、書面により行うよう努めなければならないこととされています（法65⑤）。
- ホ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ若しくはロの勧告又はハの命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令をした旨を公示することとされています（法65③～⑥）。
- ヘ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、イ若しくはロの勧告又はハの命令をしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています（法65⑦）。
- ① 欠格事由の概要（P28参照）の(1)④及び(6)の事由 警視総監又は道府県警察本部長
② 欠格事由の概要（P28参照）の(4)及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

（3） その他の事業の停止

- イ 所轄庁は、その他の事業を行う認定N P O法人につき、その他の事業から生じた利益が当該認定N P O法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるとときは、当該認定N P O法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます（法66①）。
- ロ 所轄庁は、上記イの命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされています（法66②、65⑤～⑥）。

（4） 認定N P O法人等に対する認定等の取消し

- イ 所轄庁は、認定N P O法人等が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消さなければなりません（法67①③）。
- ① 欠格事由（認定等を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものを除きます。欠格事由についてはP28を参照願います。）のいずれかに該当するとき
② 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新並びに合併によ

る地位の承継の認定を受けたとき

③ 正当な理由がなく、上記(2)ハの命令又は(3)イのその他の事業の停止命令に従わないと
き

④ 認定N P O法人等から認定等の申請があったとき

口 所轄庁は、認定N P O法人等が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すこと
ができます(法 67②③)。

① 「Ⅲ 3(1)認定の基準の概要」(3)、(4)イ若しくは口、(7) (26、27 頁参照) に掲げる
基準に適合しなくなったとき

② 事業報告書等を所轄庁に提出しないとき、IV「2 認定N P O法人等の情報公開」(1)
(101 頁参照) に違反して書類を閲覧させないとき

③ 上記口①及び②のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき

ハ 認定等の取消しに係る聴聞等について、次のように定められています。

① 上記(4)イ又は口の認定等の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認定N P O
法人等から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならないものとされ
ています(法 67④、43③)。

② 所轄庁は、上記ハ①の請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開に
より行わないときは、当該認定N P O法人等に対し、当該公開により行わない理由を記
載した書面を交付しなければならないものとされています(法 67④、43④)。

③ 所轄庁は、認定等を取り消したときは、その理由を付した書面をもって認定等を受け
ていたN P O法人等にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の適切
な方法により、その旨を公示することとされています(法 67④、49①②)。

④ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、認定等の取消しをしようとするときは、次に掲
げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くこ
とができるものとされています(法 67④、65⑦)。

① 欠格事由の概要(P 28 参照)の(1)④及び(6)の事由 警視総監又は道府県警察本部長
② 欠格事由の概要(P 28 参照)の(4)及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府県知事又
は関係市町村長

《参考》 認定の取消しを受けた場合の取戻し課税

認定N P O法人の認定が取り消された場合には、その取消しの基因となった事実が生じ
た日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額^(注)のうち、所得の金額の計算上
損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額は、その法人のその取消しの日を含む
事業年度の収益事業(法人税法第2条第13号の収益事業を言います。(注)に同じです。)
から生じた収益とみなされ、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入するこ
ととなります(措法 66 の 11 の 2③④⑤)。

(注) 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業
に該当するものために支出した金額をいいます(P 51 参照)。

(5) 罰則

法の規定に違反した場合には、以下のイ～ハの罰則が設けられています。

イ 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

偽りその他不正の手段により認定、認定の有効期間の更新、特例認定又は認定N P O法人等と認定N P O法人等でない法人の合併について所轄庁の認定を受けた者は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます（法77）。

ロ 50万円以下の罰金

次の①～④に該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます（法78、79）。

- ① 認定N P O法人又は特例認定N P O法人でない者であって、その名称又は商号中に、認定N P O法人又は特例認定N P O法人であると誤認されるおそれのある文字を用いた者（法50①、62、78二、四）
- ② 不正の目的をもって、他の認定N P O法人又は特例認定N P O法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者（法50②、62、78三、五）
- ③ 正当な理由がないのに、上記（2）ハの規定による命令に違反して、その命令に係る措置を採らなかった者（法65④、78六）
- ④ 正当な理由がないのに、上記（3）イの規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者（法66①、78七）

ハ 20万円以下の過料

以下の①～④のいずれかに該当する場合においては、N P O法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処せられます（法80）。

- ① 認定N P O法人等が、代表者の氏名に変更があったときの所轄庁への届出等の規定（法52①、53①）に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法80三）
- ② 認定N P O法人等が、認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備え置きの規定（法54①②③）に違反して、その事務所に備え置かなければならない書類（IV2（1）「認定N P O法人等の情報公開（備え置き・閲覧）（P101）」を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法80四）
- ③ 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定N P O法人等が認定の通知を受けたとき、若しくは認定N P O法人等が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときの関係知事への直近の事業報告書等及び役員名簿又は定款等の提出の規定（法49④、53④）又は二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定N P O法人等が定款変更の認証を受けたときの関係知事への社員総会の議事録の謄本等の提出の規定（法52②）、認定N P O法人等が所轄庁への役員報酬規程等の提出の規定（法55①②）に違反して、毎事業年度1回提出しなければならない書類（IV1（1）「役員報酬規程等の報告の概要」（P97）を参照してください）及びIV1（4）「その他必要な報告の概要」（P99、100参照）④、⑥、⑦、⑨の書類の提出を怠ったとき（法80五）
- ④ 上記（1）イ若しくはロによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法80十）

様式・書式集
管理・運営編

第27号様式(第29条関係)

代表者変更届出書

年 月 日 相模原市長 あて	主たる事務所の所在地	〒 電話番号() - ファクシミ番号() -
	(フリガナ)	
	法人の名称	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	印
認定(特例認定)の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、届け出ます。

変更年月日	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名

第28号様式(第31条関係)

助成金支給実績提出書

年 月 日 相模原市長 あて	主たる事務所の所在地	〒 電話番号() - ファクシミリ番号() -
	(フリガナ)	
	法人の名称	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	(印)
	認定(特例認定)年月日	年 月 日
認定(特例認定)の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	

助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定による助成の実績を、次のとおり提出します。

支 給 日	支 給 対 象 者	支 給 金 額	助 成 対 象 の 事 業 等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

海外送金等提出書

年　月　日 相模原市長 あて	主たる事務所の所在地	〒 電話番号() - ファクシミ番号() -
	(フリガナ)	
	法人の名称	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	(印)
	認定(特例認定)年月日	年　月　日
認定(特例認定)の有効期間	自　　年　月　日 至　　年　月　日	

海外へ200万円超の〔送金
金銭の持出し〕を〔行うことになった
行った〕ので、特定非営利活動促進法

第55条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、届け出ます。

金額	用途	予定期 (実施日)
円		年　月　日
円		年　月　日
円		年　月　日
円		年　月　日
円		年　月　日
円		年　月　日

(事前に提出できなかった場合の理由)

※特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成28年法律第70号)附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の特定非営利活動促進法第55条第2項(第62条において準用する場合を含む)の規定をいいます。

年 月 日 相模原市長 あて	主たる事務所の 所 在 地	〒 電 話 番 号() - フアクシミ番 号() -
	(フリガナ)	
	法人の名称	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	印
	認定(特例認定)の有効期間	事 業 年 度
	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日

特定非営利活動促進法第55条第1項の規定(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、次の書類を提出します。

- 1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- 2 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類
(特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類)
 - (1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - (2) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 - (3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれ第一順位から第五順位までの取引
ロ 役員等との取引
 - (4) 寄附者(当該認定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - (5) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - (6) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - (7) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が二百万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日
- 3 特定非営利活動促進法第45条第1項第3号(口に係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び同法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名		事業年度	年月日～年月日
-----	--	------	---------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合計	円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
	円
	円
	円
	円
	円
合計	円

(3) その他

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 口 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

口 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対 価 の 額	貸付資産の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提 供年月日	対 価 の 額	役務提供の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
	円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

7 海外への送金等に関する事項（その金額が200万円以下の場合に限る。）[⑦200万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

「特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類」記載要領

1 「1 資金に関する事項」欄

- (1)欄には、受取寄附金、○○事業収益、○○資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。
- (2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。
- (3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

- (1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。
- 個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

3 「3 取引の内容に関する事項」欄

- (1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位 5 者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

4 「4 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 給与の総額等に関する事項」欄

当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。

6 「6 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

7 「7 海外への送金等に関する事項」欄

200 万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

V 合併

1 NPO法人の合併

(1) 合併の概要

NPO法人は、社員総会の決議により、他のNPO法人と合併することができます(法33)。社員総会において合併の決議がなされたNPO法人は、社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を所轄庁に提出し、認証を受けなければなりません(法34)。

所轄庁から合併の認証を受けたNPO法人は、その認証の通知のあった日から2週間以内にその債権者に対して、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告するとともに、貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります(法35)。

法人の成立の時期については、合併の認証その他合併に必要な手続きが終了した日から2週間以内に、合併により設立したNPO法人又は合併後存続するNPO法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって効力を生じることとなります(組登令8)。

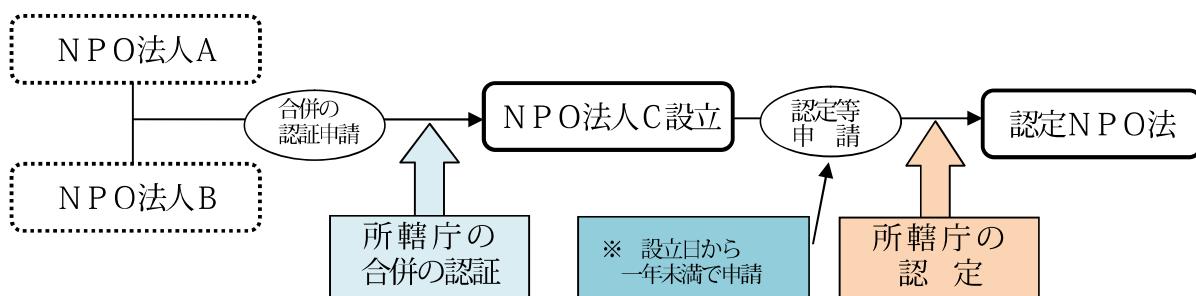
(注)「一定の期間内」の期間は、2月を下回ってはなりません。

(2) 合併法人に係る認定等の基準の適用

合併により設立されたNPO法人又は合併後存続するNPO法人は、**その所轄庁に認定の申請を行うこと**となります。申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないものが、認定等を受けようとする場合には、認定等の基準の適用において次のように取り扱われます。

イ 合併によって設立されたNPO法人が申請を行う場合

認定等を受けようとするNPO法人が合併によって設立されたNPO法人で申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの(以下「合併新設法人」といいます)である場合の実績判定期間及び認定等の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併によって設立された日から認定等の申請日を含む事業年度の初日において1年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

【実績判定期間】

合併新設法人の実績判定期間は、次のとおりとなります(法46、令6③)。

(イ) 実績判定期間の終了日

- ① 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了しているとき
その最初の事業年度の末日

- ② 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了していないとき
設立日の前日

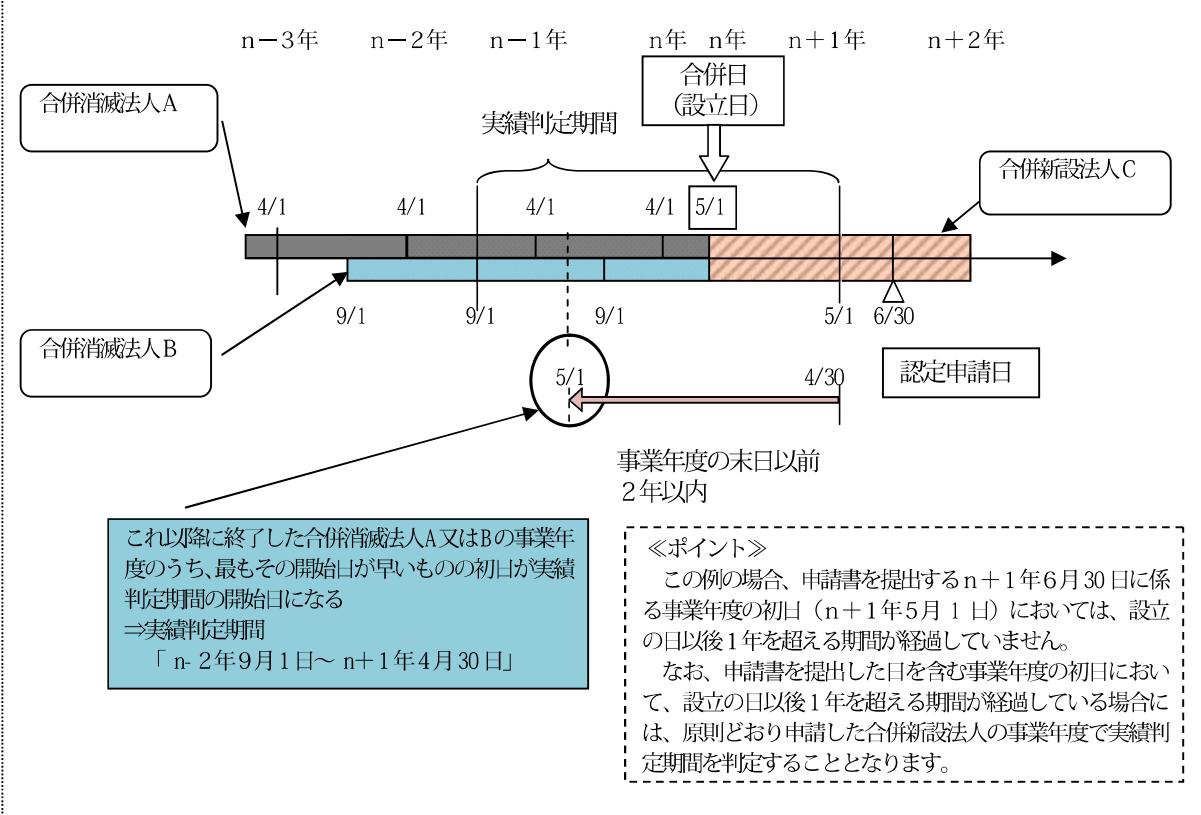
(口) 実績判定期間の開始日

上記(イ)①又は②の日以前5年(過去に認定を受けたことのないNPO法人が認定を受けようとする場合、又は特例認定を受けようとする場合は2年内)内に終了した合併によって消滅した各NPO法人(以下「合併消滅法人」といいます。)の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併新設法人及び各合併消滅法人の設立日のうち最も早い日から5年を経過していないことが特例認定の基準となります(法59、令8④)。

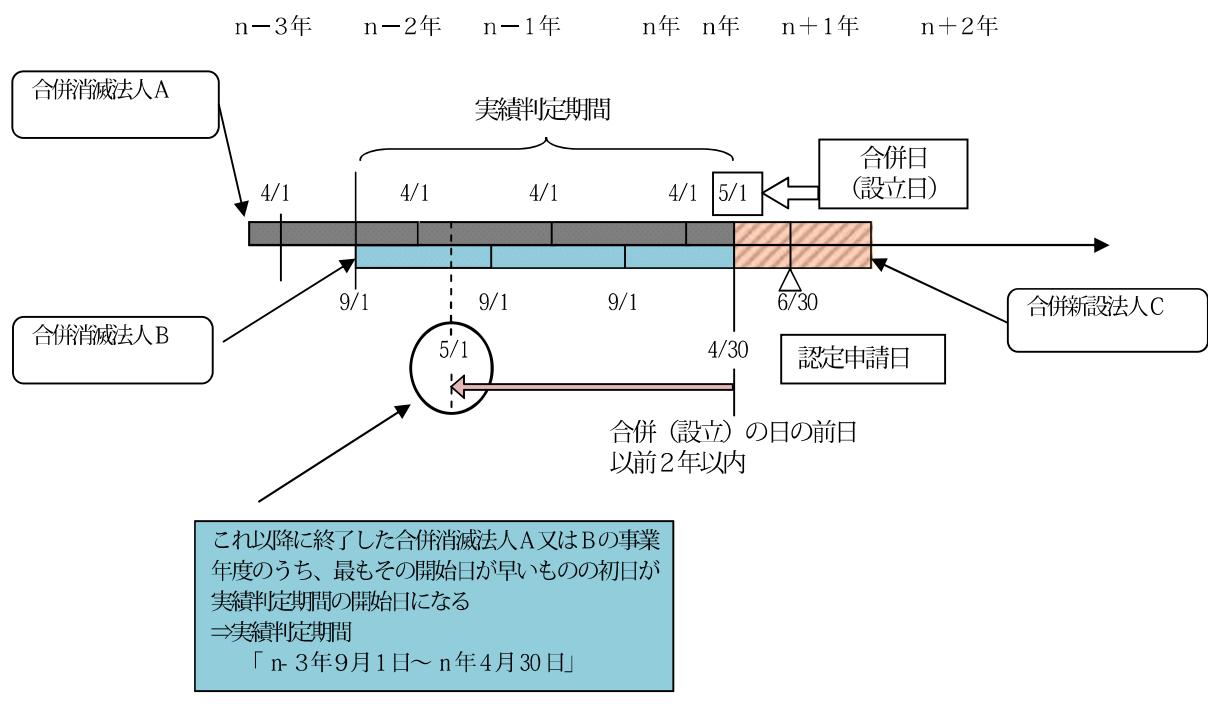
(設立後最初の事業年度が終了した合併新設法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A(事業年度:4月~3月)と法人B(n-3年9月1日設立、事業年度:9月~8月)が、
- ② n年5月1日に合併して新設法人C(事業年度:5月~4月)を設立し、
(注) 合併新設法人の最初の事業年度は、必ずしも1年間で設定されるとは限らず、1年間よりも短く設定される場合もあります。
- ③ 新設法人Cがn+1年6月30日に認定の申請を行う場合



(設立後最初の事業年度が終了していない合併新設法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
- ② n年5月1日に合併して新設法人C（事業年度：5月～4月）を設立し、
- ③ 新設法人Cがn年6月30日に認定の申請を行う場合



(参考: 各規定の読み替え (法令6(3)))

通常の申請時	読み替え後
<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう（法44③）。</p>	<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日（申請書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立の日の前日。以下この項において同じ。）以前5年（認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年）内に終了した合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう（法44③）。</p>
<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること（法45①八）。</p>	<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること（法45①八）。</p>

【法人の設立前の期間における認定等の基準への適合の判定（法46、法令5②、6②③）】

申請をしようとするNPO法人が合併新設法人である場合は、実績判定期間中に合併新設法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併新設法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間（実績判定期間中に限ります。）については、次表の判定方法によって、各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

認定基準		合併前の判定方法
パブリック・サポート・テストに関する基準（一号基準）		各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準（二号基準）		
運営組織及び経理に関する規準（三号基準）		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
基準（四号基準） 事業活動に関する	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えること及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
基準（五号基準） 情報公開に関する	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること	各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、海外送金等の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	各合併消滅法人（実績判定期間中に認定等を受けていた期間が含まれるものに限ります。）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）		

また、設立後の経過期間に関する基準（八号基準）は次のとおりとなります。

合併新設法人が申請書を提出しようする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

（注1） 各基準の詳細は、Ⅲ申請手続及び基準「3 認定等の基準の概要（P26～28）」を参照してください。

（注2） 特例認定の申請をする法人については、1号基準及び5号ロの基準の適用はありません。

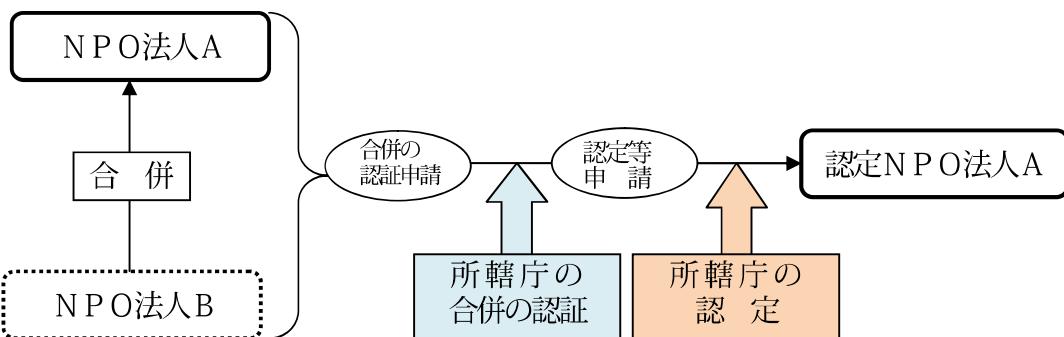
《ポイント》

認定等申請書の添付書類は、合併新設法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る添付書類も提出する必要があります。

また、三号基準、四号基準のイとロ、五号基準、六号基準及び七号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定等の時まで満たしておく必要があります（法45①九）。

□ 合併後存続したNPO法人が申請を行う場合

認定等を受けようとするNPO法人が合併後存続するNPO法人で申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの（以下「合併存続法人」といいます。）である場合の実績判定期間及び認定等の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併の日から認定等の申請日を含む事業年度の初日において1年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

【実績判定期間】

合併存続法人の実績判定期間は、次のとおりとなります（法46、令6①）。

(イ) 実績判定期間の終了日

- ① 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了しているとき
その最初の事業年度の末日
- ② 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了していないとき
合併の日の前日

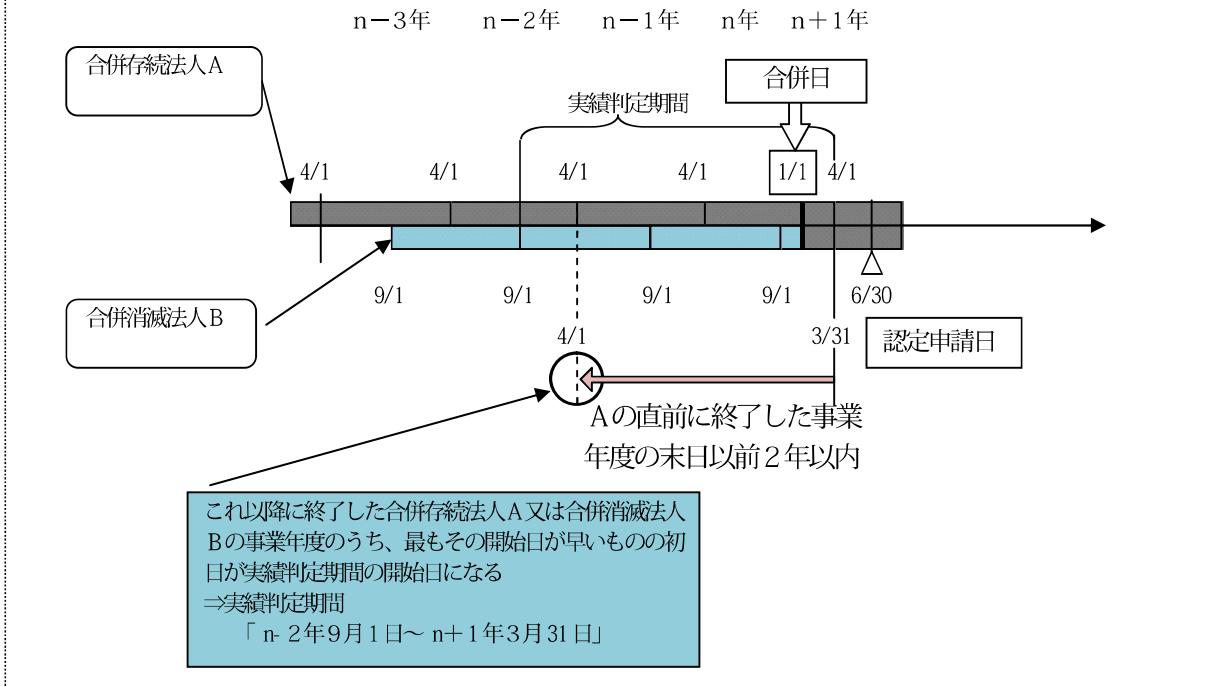
(ロ) 実績判定期間の開始日

上記(イ)①又は②の日以前5年（過去に認定を受けたことのないNPO法人が認定を受けようとする場合、又は特例認定を受けようとする場合は2年）内に終了した合併存続法人又は各合併消滅法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

（注） 特例認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併存続法人及び各合併消滅法人の設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないことが特例認定の基準となります（法59、法令8）。

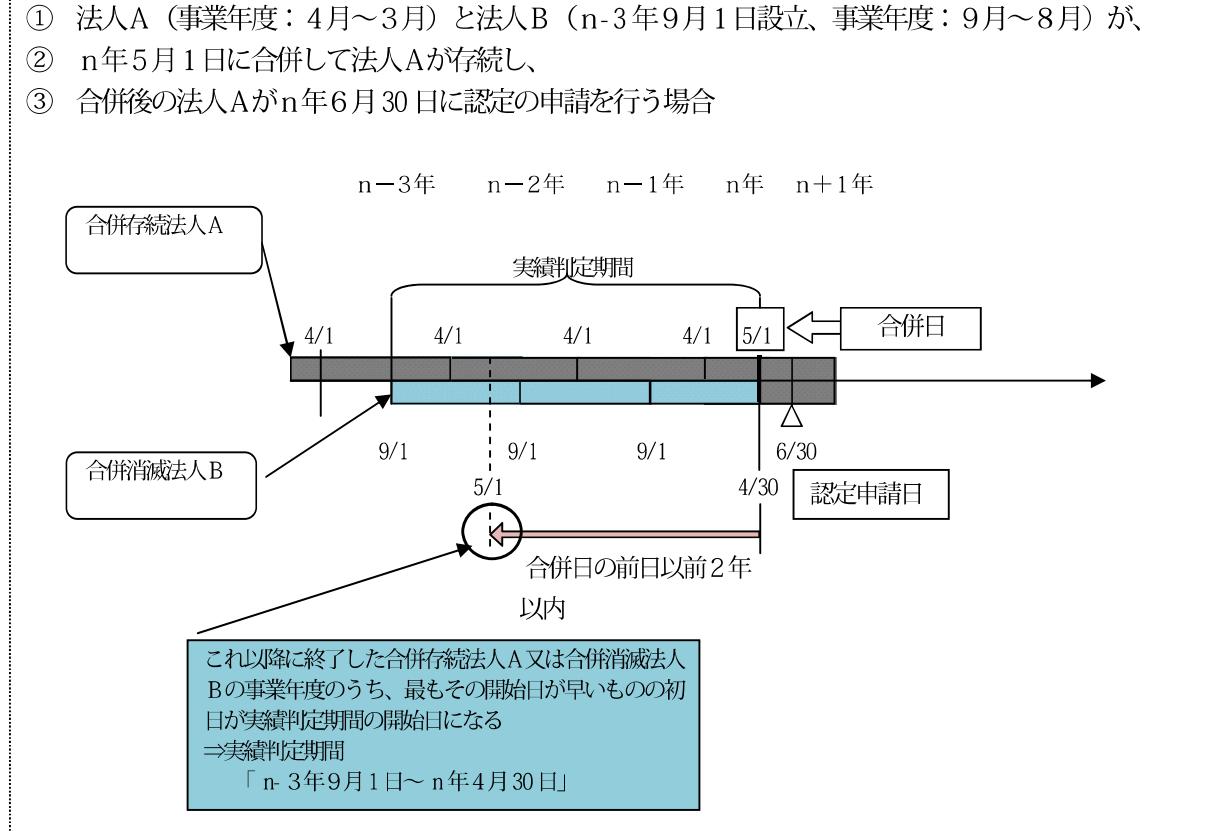
(合併後最初の事業年度が終了した合併存続法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
- ② n+1年1月1日に合併して法人Aが存続し、
- ③ 合併後の法人Aがn+1年6月30日に認定の申請を行う場合



(合併後最初の事業年度が終了していない合併存続法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
- ② n年5月1日に合併して法人Aが存続し、
- ③ 合併後の法人Aがn年6月30日に認定の申請を行う場合



(参考: 各規定の読み替え (法令6①))

通常の申請時	読み替え後
(実績判定期間について) 実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。	(実績判定期間について) 実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日(当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。)以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。
(設立後の経過期間について) 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、 <u>その設立の日</u> 以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。	(設立後の経過期間について) 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、 <u>その申請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日</u> 以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。

【法人の合併前の期間における認定基準等への適合の判定 (法46、法令5②、6①②)】

申請をしようとするNPO法人が合併存続法人である場合は、実績判定期間中に合併存続法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併存続法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間(実績判定期間中に限ります。)については、次表の判定方法によって、合併前の合併存続法人(以下「合併前法人」といいます。)及び各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

認定基準	判定方法	
パブリック・サポート・テストに関する基準(一号基準)	合併前法人及び合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。	
活動の対象に関する基準(二号基準)		
運営組織及び経理に関する規準(三号基準)		
基準 (四号基準) 事業活動に関する	<p>イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと</p> <p>ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること</p>	合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
基準 (五号基準) 情報開示に関する	<p>イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること</p> <p>ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、海外送金等の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること</p>	<p>合併前法人及び合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。</p> <p>合併前法人及び合併消滅法人(実績判定期間中に認定又は特例認定受けていた期間が含まれるものに限ります。)のそれぞれについて判定します。</p>

所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）	合併存続法人及び合併消滅法人のそれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）	

また、設立後の経過期間に関する基準（八号基準）は次のとおりとなります。

合併存続法人が申請書を提出しようする事業年度の初日においてその合併の日から1年を超える期間が経過していないものである場合には、合併存続法人又は合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

(注1) 各基準の詳細は、Ⅲ申請手続及び基準「3 認定等の基準の概要（P26～28）」を参照してください。

(注2) 特例認定の申請をする法人については、1号基準及び5号口の基準の適用はありません。

《ポイント》

認定等申請書の添付書類は、合併存続法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る書類も提出する必要があります。

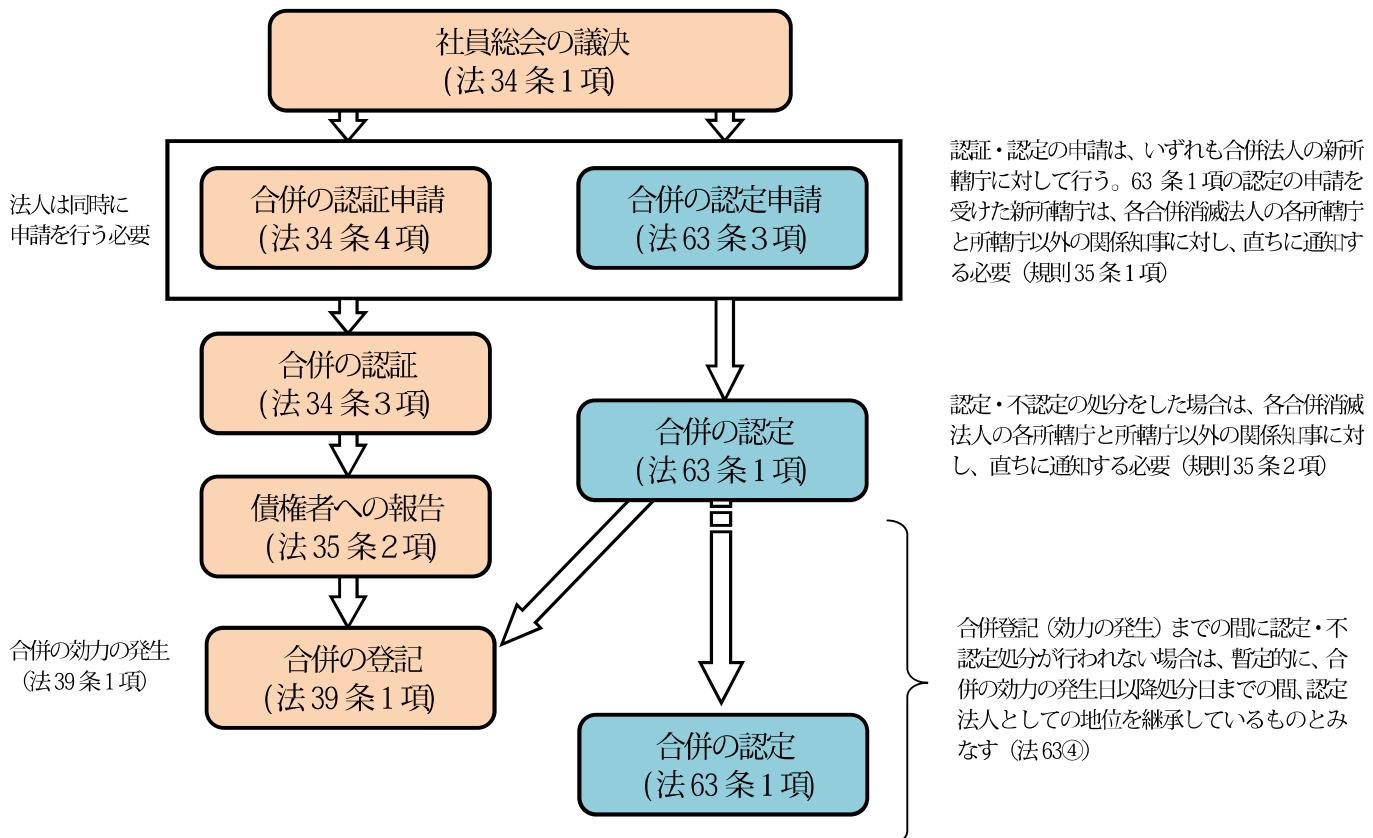
また、三号基準、四号基準のイとロ、五号基準、六号基準及び七号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定等の時まで満たしておく必要があります（法45①九）。

ハ 認定NPO法人等の合併

(イ) 認定NPO法人が認定NPO法人でないNPO法人と合併した場合

認定NPO法人が認定NPO法人でないNPO法人と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立したNPO法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、認定NPO法人としての地位を承継します（法63①）。

○ 申請から認定手続



(口) 特例認定NPO法人が特例認定NPO法人でないNPO法人と合併した場合

特例認定NPO法人が特例認定NPO法人でないNPO法人（認定NPO法人を除きます。）と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立したNPO法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、特例認定NPO法人としての地位を承継します（法63②）。

(ハ) 合併の認定の申請

上記イ又はロの所轄庁の合併の認定を受けようとするNPO法人は、所轄庁に提出する合併の認証の申請に併せて、所轄庁に当該認定の申請をしなければなりません（法63③）。

なお、当該認定の申請を行った場合において、その合併の効力が生ずる日までに認定の申請に対する処分がされないときは、合併後存続するNPO法人又は合併によって設立されたNPO法人は、その処分がされるまでの間は、認定NPO法人又は特例認定NPO法人としての地位を承継しているものとみなされます（法63④）。

(二) 実績判定期間及び認定基準

合併後存続するNPO法人又は合併によって設立されたNPO法人が、上記（イ）又は（口）の所轄庁の合併の認定を受けようとする場合の実績判定期間及び各認定基準は、次のとおりとなります。

【実績判定期間】

合併の認定に係る実績判定期間は、次のとおりとなります（法63⑤、令9①②）。

(1) 実績判定期間の終了日

合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人（合併によってNPO法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各NPO法人。以下同じです。）の各事業年度のうち申請書を提出する直前に終了した事業年度の末日

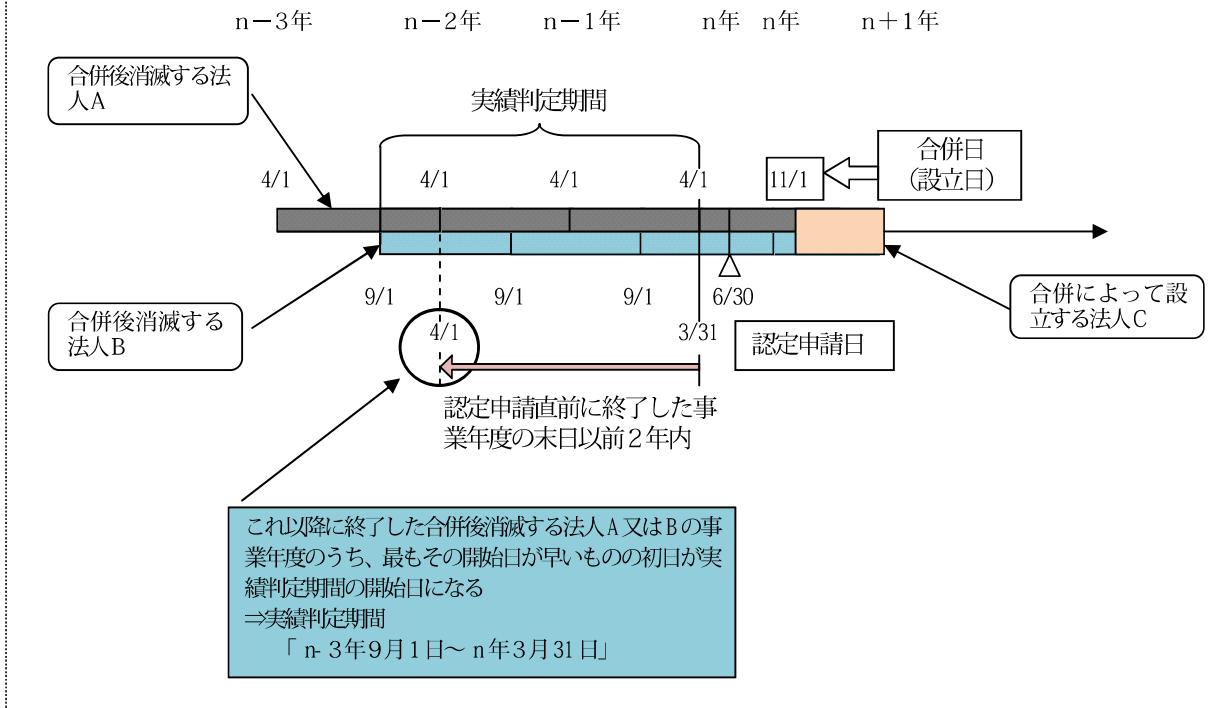
(2) 実績判定期間の開始日

上記（1）の日以前2年内に終了した合併後存続するNPO法人又は合併によって消滅する各NPO法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

（注） 特例認定NPO法人が特例認定NPO法人でないNPO法人と合併する際の合併の認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併後存続するNPO法人又は合併によって消滅する各NPO法人であって特例認定NPO法人でないものが、①その設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないこと、及び②過去に認定又は特例認定を受けたことがないことが特例認定の基準となります（法59、法令9①②）。

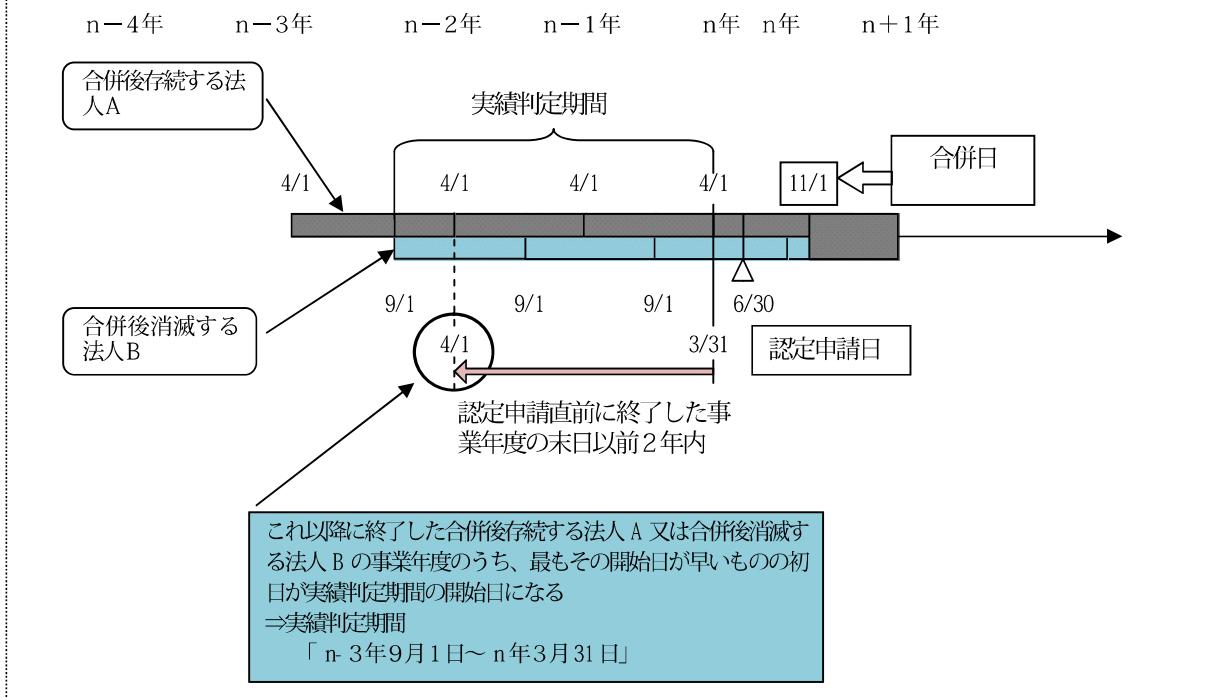
(合併によって設立されるNPO法人が認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
- ② n年11月1日に合併して新設法人C（事業年度：5月～4月）を設立するため、
- ③ n年6月30日に合併の認定の申請を行う場合



(合併後存続するNPO法人が認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
- ② n年11月1日に合併してAを存続させるため、
- ③ n年6月30日に合併の認定の申請を行う場合



(参考: 各規定の読み替え (法令9①))

通常の申請時	読み替え後
(実績判定期間について) 実績判定期間とは、 <u>認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)</u> 内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう (法44③)。	(実績判定期間について) 実績判定期間とは、 <u>合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ)</u> の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日以前2年内に終了した <u>合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度</u> のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう (法44③)。
(設立後の経過期間について) <u>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること</u> (法45①八)。	(設立後の経過期間について) <u>合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日において、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)であって認定特定非営利活動法人又は特別認定特定非営利活動法人でないものの設立の日以後1年を超える期間が経過していること</u> (法45①八)。

【認定基準への適合の判定 (法63、法令9③⑤)】

認定基準への適合の判定については、次の判定方法によって、合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人の実績について判定を行うこととなります。

認定基準	判定方法
パブリック・サポート・テストに関する基準 (一号基準)	合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準 (二号基準)	
運営組織及び経理に関する規準 (三号基準)	
イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人のそれぞれについて判定します。
ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人を一の法人とみなして判定します。
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	

基準（五号基準）	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること	合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、海外送金等の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人（実績判定期間中に認定又は特例認定受けていた期間が含まれるものに限ります。）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）		合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）		合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日において、合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人であって認定NPO法人又は特例認定NPO法人でないものの設立の日以後1年を超える期間を経過していることが、認定基準となります。
設立後の経過期間に関する基準（八号基準）		合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日において、合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人であって認定NPO法人又は特例認定NPO法人でないものの設立の日以後1年を超える期間を経過していることが、認定基準となります。

(注1) 各基準の詳細は、Ⅲ申請手続及び基準「3 認定等の基準の概要（P26～28）」を参照してください。

(注2) 現に特例認定法人である法人については、法59条2号（設立後5年以内である）及び3号（過去に認定を受けたことがない）の基準は適用対象になりません（法63⑤、令9②）。

第34号様式（第39条第1項関係）

合併認定申請書

年　月　日 相模原市長 あて	主たる事務所の所在地	〒 電 話 番 号 () 一 フ ァ ク シ リ 番 号 () 一	
	(フリガナ)		
	法 人 の 名 称		
	(フリガナ)		
	代 表 者 の 氏 名	(印)	
認定(特例認定)年月日	年　月　日	パブリックサポートテスト要件 <input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人	
認定(特例認定)の有効期間	自　年　月　日 至　年　月　日		
事 業 年 度	月　日～　月　日		
特定非営利活動促進法第63条 第1項 第2項 の合併の認定を受けたいので、申請します。			
法 人 名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名 (代表者名)	電 話 番 号 () 一 フ カ ク シ リ 番 号 () 一		認定 ・ 特例認定 ・ 上記外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 番 号 () 一 フ カ ク シ リ 番 号 () 一		認定 ・ 特例認定 ・ 上記外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 番 号 () 一 フ カ ク シ リ 番 号 () 一		認定 ・ 特例認定 ・ 上記外
合併によって消滅する法人が複数ある場合には、次葉に記載してください。			
(その他の参考事項)			

(注意)

1 申請本文の 第1項
第2項 は、いずれか一方の不要文字を二本線で抹消します。

2 合併後存続する法人又は合併によって設立する法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の変更などを予定されている場合には、その旨を「その他の参考事項」欄に記載してください。

合併認定申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申請書・添付書類		第1項 (認定)	第2項 (特例認定)			
合併認定申請書（第34号様式）						
1 寄附者名簿 ^{(注)1}						
2 認定基準等に適合する旨及び第47条各号（欠格事由）のいずれにも該当しない旨を説明する書類 ^{(注)2,3}						
一号基準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。 ^{(注)4}					
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人					
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）					
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）					
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）					
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）					
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）					
	ロ 絶対値基準					
	認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）					
	ハ 条例個別指定基準					
二号基準	認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）					
	いずれかの書類を提出することとなります。					
	認定基準等チェック表（第2表）					
三号基準	認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）					
	認定基準等チェック表（第3表）					
	役員の状況（第3表付表1）					
四号基準	帳簿組織の状況（第3表付表2）					
	認定基準等チェック表（第4表）					
	財産の運用及び事業運営の状況等（第4表付表1）					
五号基準	財産の運用及び事業運営の状況等（第4表付表2）					
	認定基準等チェック表（第5表）					
	認定基準等チェック表（第6、7、8表）					
六号基準						
欠格事由チェック表						
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類						

（注意事項）

- 1 条例個別指定基準に適合する法人、法第63条第2項の合併の認定を受けようとする特別認定特定非営利活動法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません（法44②、58②、63③、法令9②）。
- 2 各認定基準等チェック表のうち、第1表、第2表及び第4表（ハ及びニに係る事項に限ります。）の記載に当たっては、合併後存続する法人及び合併によって消滅する法人（合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する法人。以下同じです。）を一つの法人とみなして記載してください（法令9③⑤）。
- 3 各認定基準等チェック表のうち、第3表、第4表（イ及びロに係る事項に限ります。）、第5表及び第6、7、8表については、合併後存続する法人、合併によって設立する法人及び合併によって消滅する法人について、それぞれ記載してください（法令9③⑤）。
- 4 法第63条第2項の合併の認定を受けようとする特別認定特定非営利活動法人は、一号基準に関する書類の添付は必要ありません（法59一、63⑤、法令9②）。

Q & A

認定の取得（全般）

- (問1) 認定NPO法人制度とは、どのような制度でしょうか。
- (問2) 認定等を受けたいと考えていますが、どこに相談すればよいでしょうか。
- (問3) 認定等の申請は、NPO法人設立後、いつからすることができますか。
- (問4) 設立から5年以上を経過している場合は、特例認定を受けることができないのでしょうか。
- (問5) 所轄庁の認定等の審査に当たり、申請法人の実態確認が行われますか。
- (問6) 認定等の申請を行ったNPO法人に対して、その申請に対する結果は通知されるのですか。また、有効期間が満了して認定が失効した場合、所轄庁からNPO法人に通知されるのですか。
- (問7) 認定、特例認定の更新をすることはできますか。
- (問8) 認定又は特例認定の取消しを受けたNPO法人は、二度と認定を受けることはできないのでしょうか。
- (問9) 寄附者名簿にはどのような内容を記載すればよいのでしょうか。
- (問10) 寄附者名簿を作成していないと認定されませんか。
- (問11) 認定NPO法人等に寄附をした場合に税制上の優遇措置を受けるためには、どのような手続きが必要ですか。
- (問12) 「寄附金を充当する予定の事業内容等」の事業の実施予定年月や寄附金充当予定額の欄等には、どの事業年度(申請日に属する事業年度もしくは認定の有効期間内の複数年度など)の内容を記載すればよいでしょうか。

認定の判定 パブリック・サポート・テストに関する基準（全般）【第1号基準】

- (問13) 認定の有効期間の更新において、認定時とは異なるパブリック・サポート・テスト基準を採用することは可能ですか。例えば、認定時は『相対値基準』を用いて認定を受けた後、更新時は『絶対値基準』を用いることは可能ですか。
- (問14) パブリック・サポート・テストの判定に当たって、会費を寄附金として取り扱うことはできるのでしょうか。
- (問15) 寄附者の氏名（名称）だけ判明していれば、その寄附金は、パブリック・サポート・テストの判定に含めてよろしいでしょうか。
- (問16) パブリック・サポート・テスト判定上の寄附者とみなされるためには、寄附者の氏名、住所が分かっている必要がありますが、寄附者の住所が海外である場合でもパブリック・サポート・テスト判定上の寄附として認められるのですか。
- (問17) 車両を●●財団等の助成事業で譲り受けた場合、会計上の処理としては、寄附(市場評価)で計上するということですが、その場合はパブリック・サポート・テスト判定上、寄附金として判断してよいですか。
- (問18) 認定NPO法人等に贊助会費を支払った贊助会員は寄附金控除の適用を受けることができますか。

- (問19) 町内会、自治会、サークルなどの任意団体から寄附があった場合、1者からの寄附金と考えて問題ないですか。また、任意団体が、申請法人の後援会(会長が申請法人の理事長)の場合でも、同様に考えて問題ないですか。
- (問20) パブリック・サポート・テストの判定上、寄附金として取り扱う場合は、寄附者に対して必ず領収書を発行しなければならないのですか。また、認定NPO法人等に寄附した寄附者が寄附金控除を受けるために確定申告を行う場合は、口座振込の控えで足りるのですか。
- (問21) 定款や規約等から判断して、明らかに贈与と認められる会費について、名称の有無にかかわらず、パブリック・サポート・テスト判定上、寄附金として取り扱うことができるとされていますが、これは賛助会費のみについてであり、正会員の会費については寄附金として取り扱うことは認められないのですか。認定申請において、「規定の正会費を上回る額を納めた場合にあってはその差額を寄附として扱う」ことを決めた議事録が添付されても、正会費の受領時点で正会費と区分して、差額部分は受取寄附金として受領した経理処理をしていなければ、寄附には当たらないのですか。
- (問22) パブリック・サポート・テストの判定上、賛助会費を寄附金として計上するためには対価性が認められないことが条件になっています。この対価性について、例えば、10,000円の賛助会費を払えば、施設利用等で5,000円の割引が受けられる場合、対価性はあるものの、その対価はあくまで5,000円の割引部分のみと考えてよいですか。つまり、10,000円の賛助会費から割引分を引いた残りの5,000円分については、対価性がないものとして寄附として取り扱うことはできますか。それとも、賛助会費の一部分の金額であっても対価性が認められれば、その対価が何割であろうと当該賛助会費は寄附金とみなすことはできないのですか。
- (問23) 民間からの助成金を受けている場合で、その募集要項に「助成金を使用した事業については、●●財団助成金であることを明記してください。」といった記載がある場合は当該財団の広報活動が対価として求められているものであり、対価性のある助成金と考えられますか。
また、当該事案が、対価性のある助成金とされる場合であっても、実際に行った事業において、その性質上、「●●財団助成金」という記載がなされず、その旨を、当該助成金を出した財団からも了承を得られた場合には、対価性のない助成金と認めてよいですか。
- (問24) 「寄附金額が1,000円の寄贈者には粗品Aを、寄附金額5,000円の寄贈者には粗品Bをお渡します。」という寄附募集を行っている場合、当該寄附募集において受領した1,000円ないし5,000円の金銭をパブリック・サポート・テスト上の受入寄附金総額に含めることができますか。寄附金に該当しない場合、金銭の提供者は所得控除や税額控除の適用を受けることができないことになりますが、領収書の発行及び内容についてはどのようにしたらよいですか。
- (問25) 現在、会員の会費を3,000円と定めていますが、会費を1,000円に変更し、代わりに正会員より2,000円の寄附金を募ることとした場合には、正会員から受領した寄附金はパブリック・サポート・テストの判定上、受入寄附金総額に含めることができるのですか。

(問26) 寄附者から古本を寄贈（現物寄附）され、当該古本を業者に買い取ってもらったところ5千円に換金できました。この場合、当該古本（現物寄附）の換金額を寄附金としてパブリック・サポート・テストの判定に含めてよろしいでしょうか。
(問27) NPO法人の設立に当たり、当該NPO法人の前身の団体から財産を受け入れた場合には、当該受入財産については寄附として「総収入金額」及び「受入寄附金総額」に含めて計算してもよろしいのでしょうか。
(問28) クレジットカードや振込みによる寄附についても、パブリック・サポート・テストの判定上、寄附金として取り扱うことができるのですか。
(問29) NPO法人への寄附金のお礼として、返礼品をお返ししてもよいのでしょうか。その場合、どの程度であればパブリック・サポート・テストの算入の基礎となる寄附金として取り扱っていいのでしょうか。
(問30) 特例認定法人になった後に多くの寄附金をいただくことができ、パブリック・サポート・テスト基準を満たせそうなので、今度は認定申請を検討しています。この場合、認定申請に当たっての実績判定期間は何年になるのでしょうか。
認定の判定 パブリック・サポート・テスト（相対値）に関する基準【第1号基準】
(問31) 特定非営利活動に係る事業に加え「その他の事業」を行っており、「その他の事業」を区分経理して活動計算書を作成していますが、パブリック・サポート・テストについて相対値基準を採用する場合、総収入金額には、「その他の事業」に係る収入金額も含めなければならないのでしょうか。
(問32) 国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、どういうものをいいますか。
(問33) 社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等はパブリック・サポート・テストの計算上、国の補助金等として計算してもよいのでしょうか。
(問34) 「社員から受け入れた会費の明細表(第1表付表2)」の1の口で社員(役員等を除く)の数が20人以上とありますが、これは実績判定期間中、経常的に20人以上必要ですか。
認定の判定 パブリック・サポート・テスト（絶対値）に関する基準【第1号基準】
(問35) パブリック・サポート・テストの判定に当たって、絶対値基準を採用する予定ですが、寄附者数は具体的にどのように算出すればよいのでしょうか。
(問36) パブリック・サポート・テストについて絶対値基準を採用した場合、寄附者数に含めた者・含めなかった者の区別を寄附者名簿に記載する必要がありますか。
(問37) 「絶対値基準」による認定申請にあたり、作成する寄附者名簿はどの程度の水準の寄附まで記載する必要があるのでしょうか。絶対値基準には関係しない3,000円未満の寄附の記載も必要でしょうか。
(問38) 絶対値基準において寄附者数を算出するに当たり、役員からの寄附金かどうか、生計を一にするかどうかは、いつの時点で判断すればよいのでしょうか。
(問39) 寄附者（又は役員）と生計を一にする者とは具体的にどのような者を指すのでしょうか。
(問40) 絶対値基準により認定申請を予定しています。絶対値基準では、3,000円の寄附を年平均100人以上集めていることが必要となりますが、口座振込であっても、パブリック・サポート・テストの判定上、寄附金として取り扱うことは可能ですか。

(問41) パブリック・サポート・テストのうち、絶対値基準を採用している場合において、対価性のない民間助成金を寄附金として取り扱う、すなわち、当該助成金の出資団体を寄附者の1人として取り扱ってよいですか。また、同様に絶対値基準を採用した場合において、国等からの補助金も寄附者の1人として取り扱ってよいですか。
(問42) 絶対値基準の判定に当たって、認定申請中のN P O 法人の理事と同居している家族が代表を務める団体からの寄附については、寄附者数に含めることができますか。
(問43) 絶対値基準において、同一人物が年度をまたいで数回に分けて寄附している場合、寄附者数はどのように計算するのでしょうか。
(問44) 近所にお住まいのご夫婦から3,000円（夫から2,000円、妻から1,000円）の寄附金を受領しました。この場合、寄附者単位で見ると3,000円未満の寄附となるため、絶対値基準においては、寄附者に含まれないのでしょうか。
(問45) 寄附者が口座振込により3,000円の寄附を行った場合に、振込手数料(210円)は法人側の負担となっています。これは、絶対値基準にカウントできる3,000円の寄附金と考えてよいですか。それとも手数料210円を差し引いた2,790円が寄附金となるのですか。
(問46) 従業員や顧客から寄附金を募集した法人(以下「寄附金募集法人」といいます)が、N P O 法人に集めたお金を寄附し、そのN P O 法人がパブリック・サポート・テストの絶対値基準で認定申請した場合に、寄附者数をどのようにカウントできるのですか。
認定の判定 パブリック・サポート・テスト（条例個別指定）に関する基準【第1号基準】
(問47) 条例による個別指定とはどのようなものですか。
(問48) 条例の個別指定を受けたN P O 法人ですが、条例を制定した都道府県（又は市区町村）内には当N P O 法人の事務所はありません。この場合でも、パブリック・サポート・テスト基準を満たすこととなりますか。
(問49) 条例による個別指定はいつの時点で受けいればよいのですか。
(問50) A県で条例個別指定を受けた法人が、その有効期間内に所轄庁変更を伴う定款変更を行った場合、その法人が変更後の所轄庁において認定申請する際に、A県で受けた条例個別指定をパブリック・サポート・テスト基準とすることは可能でしょうか。
認定の判定 活動の対象に関する基準【第2号基準】
(問51) インターネット、チラシ等を用いて、広く一般に募集する事業に会員が参加する場合、会員に係る事業については共益的活動とみなされますか。あるいは、一部の参加者が会員であるとはいえ、会員に限定されない、一般向けの事業であるため、共益的活動には当たらないのですか。
(問52) 「認定基準等チェック表(第2表)」の「イ欄」と、「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」の「1欄」の記載内容は、支出金額、収入金額という点で異なるのでしょうか。
(問53) 経済的理由等により就学が困難な学生に対し奨学金を支給する事業を営むN P O 法人が、「●●学校出身者向け奨学金」などのメニューを設けていたり、奨学金の支給要綱に、「●●学校に入学した学生」などの条件を付したりすることは共益的活動になるのでしょうか。

(問54) 「総合型地域スポーツクラブ」に指定されているスポーツクラブについては、会員(利用会員)のみが参加するスポーツ教室等の活動についても、「共益的な活動」に該当しないと解釈してよいですか。例えば、内容が「サッカー教室」など、特定のグループのみに反復継続する活動であっても、地域の誰もが利用会員になって参加することができ、議決権を持たない利用会員であれば、法規第11条の「会員等」について該当しないと解釈してよいですか。

認定の判定 運営組織及び経理に関する基準【第3号基準】

(問55) 運営組織に関する要件のうち「配偶者及び3親等以内の親族」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。

(問56) 運営組織に関する基準のうち「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。

(問57) 経理に関する基準に「公認会計士又は監査法人の監査を受けていること」というものがありますが、小さな規模のN P O法人でも必ず監査は受けなければならないのでしょうか。

(問58) 経理に関する基準に「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われている」とことありますが、どのような帳簿書類の備付けなどが必要ですか。

(問59) 法人規第59条(帳簿書類の整理保存)には、「帳簿書類を整理し…納税地に保存」とありますが、会計ソフトに入力しているだけでは足らず、紙ベースで備え置く必要がありますか。また、会計担当者の自宅ではなく、主たる事務所に備え置かなければなりませんか。

(問60) 認定申請を検討しているN P O法人の役員の4人のうち3人が、ある一般社団法人の役員となっており、特定の法人の役員である者の割合が3分の1を超えていましたが、申請できますか。

(問61) 取引の記録並びに帳簿及び書類の保存について、法人規第58条の「青色申告法人は、その業種、業態及び規模等により第54条から第56条(青色申告法人の帳簿書類)までの規定により難いときは、所轄税務署長の承認を受け、これらに規定する記載事項等の一部を省略し又は変更することができる」との規定を適用して、保存する書類を省略あるいは軽減することができますか。

認定の判定 事業活動に関する基準【第4号基準】

(問62) 受入寄附金総額については、活動計算書における寄附金のほか、賛助会費(対価性のないもの)もパブリック・サポート・テストの判定に当たっては「算入することができる」とことなっています。

これについて、認定基準(受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業に充てているか)の適用(法45①四二)においては、「受入寄附金総額」における上記のような寄附金以外のもの(対価性のない賛助会費等)の算入はどのようになるのですか。例えば、パブリック・サポート・テストの判定で算入することとしたならば、同様に70%の基準でも分母として算入しなければならないですか。又は、法人有利に適用することとして、パブリック・サポート・テストの判定では算入し、70%の基準では分母に算入しないということも可能ですか。

(問63) 第4表付表2「役員等に対する資産の譲渡等の状況等」の「3 支出した寄附金」について、全ての寄附金を記載しなければいけないのでですか。
(問64) 「認定基準チェック表(第4表付表1)」中、「3 給与を得た職員の総数及び総額」の数え方は実支払ベースですか、対象期間ベースですか。例えば、認定等申請日がH29.7.1(実績判定期間H27.4.1～H29.3.31)で、給与集計期間がH27.4.1～H29.6.30であり、法人の当月分の給与の支払いは翌月行われることになっている場合、H27.3月分(実績判定期間外)の給与がH27.4(実績判定期間内)に支払われている場合はカウントするのですか。また、H29.6月分(集計期間内)の給与がH29.7月(集計期間外)に支払われる場合はカウントしなくてよいのですか。
(問65) 「役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)」の「役員報酬」には、どのような報酬が含まれますか。例えば、役員が使用人としての労働の対価として支給された給与については、「1役員報酬の支給」に記載すべきでしょうか。
(問66) 「役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)」について、非常勤職員やアルバイトの給与についても、「3. 給与を得た職員の総数及び総額」に含めるのですか。
(問67) 「役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)」の「給与を得た職員の総数及び総額」で延べ人数を記載することになっていますが、これは事業年度ごとの延べ人数を記載すればよいですか。
(問68) 「営利を目的とした事業を行う者(法規23四)」の範囲は、どのようなものですか。
(問69) 将来の特定非営利活動事業に充てるための積立金は、認定基準等のうち、「総事業費のうち80%以上を特定非営利活動事業費に充てること」とび「受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動事業費に充てること」の両基準において「特定非営利活動事業費」に含めることができますか。
(問70) 理事会開催に当たり、理事会に出席した理事に対して日当を定額支給している場合、当該日当は役員報酬に該当するのでしょうか。
認定の判定 情報公開に関する基準【第5号基準】
(問71) 認定等を受けるためには、NPO法人は、その事務所においてどのような書類を閲覧させる必要があるのですか。また、認定NPO法人等となった場合は、さらにどのような書類を閲覧させる必要があるのですか。
(問72) 役員報酬や職員給与の規程を定める代わりに、雇用契約書または辞令書・源泉徴収簿・報酬や給与の支給について決議した総会(理事会)の議事録・法人代表者の証明書(申立書)といった書類で対応することが可能でしょうか。また、実績判定期間中には規程を作成していないのですが、認定申請時において作成していれば、法第45条第1項第5号(情報公開に関する基準)は満たしていることとなるのでしょうか。
認定の判定 事業報告書等の提出に関する基準【第6号基準】
(問73) 認定基準(6号)に関して、実績判定期間中に1日でも事業報告書等の提出遅延があれば基準不適合となり、認定されないのでですか。
欠格事由
(問74) 役員が認定又は特例認定の取消しを受けた他の法人の理事を兼ねていたことを知らなかつた場合であっても、その法人は欠格事由の対象となるのでしょうか。

(問75) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの（法第47条第4号）とはどのような状態をいうのですか。
(問76) 法第47条第4号において、「国税又は地方税の滞納処分の終了の日から3年を経過しないN P O法人は認定を受けることができない。」とされています。認定申請法人は、当該欠格事由に該当しないことを証明するため、認定申請書に納税証明書を添付する必要がありますが、いつ時点の証明書を添付すればよいでしょうか。
運営
(問77) 活動計算書と収支計算書では認定基準等の計算の仕方は違うのですか。
(問78) 事業年度終了後の報告のほかに、認定N P O法人等が所轄庁に提出しなければならない書類はありますか。
(問79) 旧制度に基づき国税庁長官の認定を受け、その認定の有効期間の終了する日が平成24年4月1日以降に到来する認定N P O法人（旧認定法人）が、国税庁長官の認定の有効期間内に所轄庁の認定を受けた（新認定法人）場合には、国税庁長官の認定と所轄庁の認定が並存することになりますが、事業年度終了後に提出する書類は、所轄庁と国税庁の両方に提出する必要がありますか。
(問80) 認定N P O法人等の所轄庁への提出書類「前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」について、もともと、法人が作っていない場合、新たに規程を作り、提出しなければいけないのでですか。
(問81) 備置き、閲覧をさせが必要とされている「職員給与の支給に関する規程」について、どのような規程を作成すべきでしょうか。例えば、職員への給与額について具体的な定めを置いておらず、「個別に給与を定める。」という文言のみの規程でも問題ないでしょうか。
(問82) 遺贈により寄附を受けた場合、寄附者名簿に記載する寄附者の住所は死亡時のものを記載すればよいでしょうか。
(問83) 認定N P O法人等が寄附者に対して発行する領収書には、形式の定めはありますか。
(問84) 認定N P O法人のみなし寄附金制度について教えてください。 「収益事業に属する資産」であれば、「その他事業」に係る資産であっても「非収益事業で特定非営利活動事業(以下、「特活事業」といいます)のために支出した金額」については、寄附金とみなすことができますか。また、「非収益事業で特活事業のために支出した金額」とは、活動計算書上のどの科目と一致するのでしょうか。
(問85) みなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額とされています。仮に、所得金額が250万円であっても、みなし寄附金に該当する支出が150万円あった場合には、150万円損金算入することが可能でしょうか。
認定の取消
(問86) どのような場合に認定、特例認定は取り消されますか。
(問87) 認定基準等に適合しなくなった場合や、認定N P O法人等としての義務違反があった場合、勧告・命令を経ずに取消しが行われることはありますか。
(問88) 事業年度の途中で役員の親族割合基準を満たさなくなった場合、直ちに認定取消となるのでしょうか。
(問89) 認定が取り消された場合の取戻し課税とはどのような制度でしょうか。

認定の取得(全般)

(問1) 認定NPO法人制度とは、どのような制度でしょうか。

(答) NPO法人のうち、一定の基準等に適合するものとして所轄庁の認定等を受けた認定NPO法人等に対して支出した寄附について、次のような税制上の優遇措置が講じられています。

① 個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした場合は、次のいずれかの控除を選択適用できます。

イ その寄附に係る支出金を特定寄附金とみなして、寄附金控除（所得控除）の適用（措法41の18の2①）。

ロ その寄附に係る支出金について、認定NPO法人等寄附金特別控除（税額控除）の適用（措法41の18の2②）

② 法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に損金算入限度額が設けられています。

認定NPO法人等に対する上記の寄附金の額については、特定公益増進法人に対する一定の寄附の金額と合わせて、特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額（以下「特別損金算入限度額」といいます。）の範囲内で損金算入が認められます。

なお、これらの合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（法人法37④、措法66の11の2②）。

③ 相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人（特例認定NPO法人は対象となりません。）に対し、その認定NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担を不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法70⑩⑪）。

④ 認定NPO法人（特例認定NPO法人は対象となりません。）の収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額をその収益事業に係る寄附金の額とみなすとともに（みなし寄附金）、寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までとなります（法人法37⑤、法人令73①、法人規22の5、措法66の11の2①）。

(問2) 認定等を受けたいと考えていますが、どこに相談すればよいでしょうか。

(答) 認定等の手続が円滑に進められるよう、各所轄庁において申請に関する相談等を行っていますので、所轄庁となっている各都道府県又は指定都市にご相談ください。

事前相談は、認定等の申請を行う皆様と各所轄庁の双方が、認定基準等についての理解を共有するためのものであり、この事前相談を行うことにより、認定等の申請を行う皆様にとっては、申請時に必要な資料作成事務を効率的に行うことができ、また、各所轄庁における申請後の審査の円滑化・迅速化の効果が期待できるため、事前相談を積極的にご活用されることをお勧めします。

なお、事前相談は、予約制としておりますので、相談を希望される方は、所轄庁に事前に電話で相談の日時等を予約ください。

(相模原市が所轄庁である場合)

相談時間：月曜日から金曜日 午前10時から正午、午後2時から午後5時

相談先：市民協働推進課（市役所第2別館4階） 電話042-769-8226

(問3) 認定等の申請は、NPO法人設立後、いつからすることができますか。

(答) 認定等を受けるためには、申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していることが基準とされています（法45①八、59①一）。

したがって、設立の日から1年を超える期間が経過していれば、認定等の申請をすることができます。

例えば、事業年度の期間が1年である法人について、その設立初年度が1年に満たない期間となっている場合には、事業年度の期間が1年である第2期が終了し、設立後の第1期及び第2期の事業年度報告書等を作成し、所轄庁に提出していれば、設立の日以後1年を超える期間が経過していることになりますので、認定等の申請をすることができます。

(問4) 設立から5年以上を経過している場合は、特例認定を受けることができないのでしょうか。

(答) 特例認定は、申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しないNPO法人であることが基準の1つとなっています（法59①二）。

このため、設立から5年以上を経過しているNPO法人は、特例認定を受けることができません。

(問5) 所轄庁の認定等の審査に当たり、申請法人の実態確認が行われますか。

(答) NPO法人から認定等の申請書が提出されると、所轄庁の職員が当該申請書の内容等を確認するためにNPO法人の事務所を訪問し、実態確認を行う場合があります。

実態確認においては、認定基準等の適合性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として、以下のような書類の提示（又は提出）をお願いする可能性があります。

確認する主な認定基準		(参考) 確認書類の例
1 事業活動内容に関すること		パンフレット、リーフレット、会報誌など広報物
		NPO法人の活動場所（事業所一覧など）がわかる資料
		事業活動の対象、イベント等の実績などが事業の内容がわかる資料
		事業を行った際の支出先などがわかる資料
2 運営組織に関すること		法人の事務所に備え置く書類 (定款、役員名簿、事業報告書等、認証・登記に係る書類の写しなど)
		会員規約、就業規則など、法人の規約に関する資料
		総会・理事会に関する資料
		NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料
3 会計に関すること		総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録
		監査証明書（会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合）
4 申請書及び添付書類の根拠		寄附金・会費の内容がわかる資料
		現物寄附の評価額がわかる資料
		事業費と管理費の区分基準がわかる資料
		役員の総数に占める一定のグループの人数割合に関する資料
		事務所に備え置く会計に関する資料
		閲覧に関する細則（社内規則）など
5 パブリック・サポート・テストに関すること		絶対値基準（寄附金額の合計額が年3,000円以上の者の人数が年平均100人以上）の算出方法がわかる資料
		条例により個別に指定を受けていることがわかる資料
		助成金・補助金を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等

(注) 上記は、確認させていただく資料の一例であり、認定審査等の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

(問6) 認定等の申請を行ったNPO法人に対して、その申請に対する結果は通知されるのですか。また、有効期間が満了して認定が失効した場合、所轄庁からNPO法人に通知されるのですか。

(答) 所轄庁は、認定等をしたときはその旨を、認定等をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、認定等の申請を行ったNPO法人に対して速やかに書面により通知しなければならないこととされています（法49①、62）。

また、所轄庁は、認定等をしたときは、インターネットその他の適切な方法により、次の事項を公示しなければならないこととなっています（法49②、62）。

- ① 法人名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- ④ 当該認定の有効期間
- ⑤ その他都道府県又は指定都市の条例で定める事項

※ 相模原市においては「定款に記載された目的」（条例15）

なお、有効期間の満了等により認定等の効力を失った場合には、所轄庁からNPO法人に対する通知はされませんが、所轄庁は、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならないこととされています（法57②、62）。

(問7) 認定、特例認定の更新をすることはできますか。

(答) 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となっており、認定の有効期間の満了後、引き続き認定NPO法人として活動を行おうとする認定NPO法人は、有効期間の満了の日の6月前から3月前までの間に、所轄庁の条例で定めるところにより、有効期間の更新の申請書を提出し、有効期間の更新を受けることができます（法51②③⑤条例16、規則27）。

なお、認定の有効期間の更新の申請があった場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該更新申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとなります（法51④）。

また、特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となり、特例認定の有効期間が経過したときは、特例認定は失効します（更新はできません）ので、特例認定の有効期間中又は有効期間経過後に認定NPO法人として認定を受けたい場合は、認定の申請を行う必要があります。なお、特例認定NPO法人が、認定NPO法人として認定を受けたときは、特例認定の効力を失います（法61）。

(問8) 認定又は特例認定の取消しを受けたNPO法人は、二度と認定を受けることはできないのでしょうか。

(答) 認定等の取消しを受けた場合は欠格事由に該当することとなります。認定等の取消しの日から5年を経過した法人は認定の申請を行うことができます（法47二）。

なお、認定等を受けたことがある法人は特例認定を受けることができないため、再度特例認定の申請を行うことはできません（法59三）。

(問 9) 寄附者名簿にはどのような内容を記載すればよいのでしょうか。

(答) 寄附者名簿には、原則として、寄附者全員の「氏名（法人・団体にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日」を記載する必要があります。ただし、匿名で行われた寄附や 1,000 円に満たない少額の寄附については、例えば、「匿名寄附 ○口 計○○○○円」、「少額寄附 ○口 計○○○○円」というように省略して記載しても差し支えありません。

(問 10) 寄附者名簿を作成していないと認定されませんか。

(答) 法令上、相対値基準又は絶対値基準による申請の場合、実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿については、初回の認定申請書に添付しなければならないこととされているため、寄附者名簿を作成していないければ認定基準を満たさないこととなります（法 44②一）。

また、認定又は特例認定後においても、毎事業年度初めの 3 月以内に、条例で定めるところにより、前事業年度の寄附者名簿を作成し、その作成の日から起算して 5 年間（特例認定の場合は 3 年間）その事務所に備え置く必要があります（法 54②、62）。

したがって、認定、特例認定を受けることをお考えの方は、寄附者名簿を確実に作成・保管しておく必要があります。

(問 11) 認定 N P O 法人等に寄附をした場合に税制上の優遇措置を受けるためには、どのような手続きが必要ですか。

(答) 寄附金を支出した者等の所得税、法人税、相続税及び個人住民税の確定申告等において、次の手続を行う必要があります。

イ 所 得 税（所得控除又は税額控除）

寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と①特定寄附金を受領した旨（その特定寄附金が認定 N P O 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます。）、②その金額及び受領年月日を認定 N P O 法人等が証した書類を添付又は提示する必要があります（所令 262①、所規 47 の 2 ③）。

税額控除の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②の書類（寄附者の氏名と住所が記載されたもの）を確定申告書に添付する必要があります（措法 41 の 18 の 2 ③、措規 19 の 10 の 4）。

ロ 法 人 税

寄附金の支出をした日を含む事業年度の確定申告書に特別損金算入限度超過額の計算上、寄附金の額の合計額に算入されない金額（特定公益増進法人又は認定 N P O 法人等に対する寄附金の額の合計額のうち特別損金算入限度額を超える金額をいいます。）を記載し、その寄附金の明細を添付しなければなりません。また、認定 N P O 法人等が発行するその寄附金が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨等を記載した証明書を保存しておく必要があります（法人法 37⑨、措規 22 の 12）。

ハ 相続税

相続税の申告書に特例措置の適用を受けようとする旨等を記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定NPO法人（特例認定NPO法人は対象となりません。）が、①その寄附が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨、②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細、③その財産の使用目的を記載した書類を添付する必要があります（措法70⑤⑩、措規23の5）。

ニ 個人住民税

自治体（都道府県、市区町村）によっては、所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます（所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。）。ただし、控除対象となるかどうかは自治体によって異なりますので、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。個人住民税控除の適用が受けられる時は、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行うこととなります（この場合、所得税の控除は受けられません。）。

（注） 条例で個別に指定されたNPO法人で認定NPO法人等以外の法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となります。所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となります。

（問12）「寄附金を充当する予定の事業内容等」の事業の実施予定年月や寄附金充当予定額の欄等には、どの事業年度（申請日に属する事業年度もしくは認定の有効期間内の複数年度など）の内容を記載すればよいでしょうか。

（答） 具体的な期限の定めはありませんが、現時点において予定されている事業について記載することが求められます。

期限の目安としては、認定の有効期間（認定の日から5年間）内の事業として予定されている事業について記載していただくことになります。

認定の判定 パブリック・サポート・テストに関する基準（全般）【第1号基準】

（問13）認定の有効期間の更新において、認定時とは異なるパブリック・サポート・テスト基準を採用することは可能ですか。例えば、認定時は『相対値基準』を用いて認定を受けた後、更新時は『絶対値基準』を用いることは可能ですか。

（答） 有効期間の更新におけるパブリック・サポート・テスト基準の採用については、法上、継続適用等の特段の制限を置いていないため、申請時と異なるパブリック・サポート・テスト基準で更新の申請することは可能です。

（問14）パブリック・サポート・テストの判定に当たって、会費を寄附金として取り扱うことはできるのでしょうか。

（答） 「寄附金」とは、支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与

と考えられます。一方、「会費」とは、サービス利用の対価又は会員たる地位にあるものが会を成り立たせるために負担すべきものであって、寄附金と異なり対価性を有するものと考えられます。

したがって、会員から受領する「会費」については、一般的には、パブリック・サポート・テストの判定上、寄附金の額として取り扱うことはできません。

ただし、会費という名目であっても、定款や規約等から実質的に判断して、明らかに贈与と認められる会費（対価性が認められない会費^(注)）。いわゆる「賛助会費」がこれに該当する場合が多いと思われます。）については、その名称にかかわらず、パブリック・サポート・テストの判定上、寄附金として取り扱って差し支えないこととしております。

（注） 対価性の有無の判断に当たっては、例えば、不特定多数の者に対して無償で配布される機関誌等を会員が受け取っている程度であれば、対価性がないものとして取り扱われます。

（問 15） 寄附者の氏名（名称）だけ判明していれば、その寄附金は、パブリック・サポート・テストの判定に含めてもよろしいでしょうか。

（答） パブリック・サポート・テストの判定上寄附金として取り扱わないこととされている「寄附者の氏名（法人・団体にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金」とは、寄附者の確認（寄附者の特定）ができない寄附金のことを指しますので、パブリック・サポート・テスト上の寄附金として取り扱うためには、寄附者が確認（特定）できること、つまり、氏名（名称）のみならずその住所又は主たる事務所の所在地も明確になっている必要があります。

したがって、氏名（名称）以外分からぬ寄附金については、パブリック・サポート・テストの判定上の寄附金として取り扱うことはできません^(注)。

例えば、口座振込による寄附金で氏名以外分からぬ場合には、寄附者が特定されているとはいはず、「寄附者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附金以外の寄附金」に該当し、パブリック・サポート・テストの判定上、寄附金として取り扱わないこととなります。

（注） 相対値基準で小規模特例の適用を受ける場合には寄附金として取り扱うことができます。

（問 16） パブリック・サポート・テスト判定上の寄附者とみなされるためには、寄附者の氏名、住所が分かっている必要がありますが、寄附者の住所が海外である場合でもパブリック・サポート・テスト判定上の寄附として認められるのですか。

（答） 海外在住の寄附者であっても氏名、住所が分かっていれば、パブリック・サポート・テストの計算に算入することは可能です。

（問 17） 車両を●●財團等の助成事業で譲り受けた場合、会計上の処理としては、寄附(市場評価)で計上するということですが、その場合はパブリック・サポート・テスト判定上、寄附金として判断してよいですか。

（答） 経済的価値のある「車両」に該当する場合には、受入時の時価(新車であれば新車販売価格、中古であれば中古車市場価格等)で適正に評価し、パブリック・サポート・テストの判定において寄附金の額に含めることができます。

(問 18) 認定N P O法人等に賛助会費を支払った賛助会員は寄附金控除の適用を受けることができるのですか。

(答) 当該賛助会費に任意性が認められ、対価性がないことが明らかな場合には、パブリック・サポート・テストの判定上、賛助会費を寄附金として取り扱うことができます。

この場合、当該賛助会費が認定N P O法人等の特定非営利活動に係る事業に関連する支出金であれば、寄附金控除の適用の対象となります(支出した賛助会員に特別の利益が及ぶと認められる支出金は除きます)。

寄附金控除の適用を受けようとする賛助会員は、認定法人等から必要事項 ((問 83) 参照) が記載された領収書を受け取り、当該領収書を確定申告の際に添付又は提示する必要があります。

(問 19) 町内会、自治会、サークルなどの任意団体から寄附があった場合、1者からの寄附金と考えて問題ないですか。また、任意団体が、申請法人の後援会(会長が申請法人の理事長)の場合でも、同様に考えて問題ないですか。

(答) 任意団体であっても団体名称、住所又は主たる事務所の所在地が、明確に把握できていれば、1者からの寄附金として取り扱って差し支えありません。

また、当該法人の理事長が会長を務める後援会(任意団体)が、寄附をする場合においても、同様の取り扱いになります。

なお、任意団体の住所の記載に当たっては、事務所などその任意団体専用の活動の拠点があればその所在地を記載すればよいと考えます。

しかし、集合住宅の自治会などは、一般的には事務所等の専用の活動の拠点がない(自治会館や集会場などの共用施設しかない)ことが多いと思われることから、自治会長や自治会役員など、その任意団体を代表して寄附金を支出した者の居住地を記載すればよいものと考えます。

(問 20) パブリック・サポート・テストの判定上、寄附金として取り扱う場合は、寄附者に対して必ず領収書を発行しなければならないのですか。また、認定N P O法人等に寄附した寄附者が寄附金控除を受けるために確定申告を行う場合は、口座振込の控えで足りるのですか。

(答) パブリック・サポート・テストの判定上、寄附金として取り扱う場合は寄附者の氏名(名称)及びその住所が明確になっていればよく、必ずしも領収書を発行しなければならないわけではありません。

ただし、寄附者が所得税法上の寄附金控除の適用を受けるためには領収書が必要となり、口座振込の控えのみでは寄附金控除の適用は受けることができません。

また、N P O法人が発行する領収書については、「認定N P O法人等の名称、所在地、所轄庁からの認定等通知書に記載された番号、認定年月日、受領した寄附金の額及び受領年月日並びにどのような特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金であるか」が記載されている必要があります。

なお、認定N P O法人等寄附金特別控除(税額控除)の適用を受けるためには、領収書に寄附者の氏名及び住所も併せて記載されている必要があります。

(問 21) 定款や規約等から判断して、明らかに贈与と認められる会費について、名称の有無にかかわらず、パブリック・サポート・テスト判定上、寄附金として取り扱うことができるとされていますが、これは賛助会費のみについてであり、正会員の会費については寄附金として取り扱うことは認められないのですか。

認定申請において、「規定の正会費を上回る額を納めた場合にあってはその差額を寄附として扱う」ことを決めた議事録が添付されても、正会費の受領時点で正会費と区分して、差額部分は受取寄附金として受領した経理処理をしていなければ、寄附には当たらぬのですか。

(答) 明らかに贈与であり、対価性が認められない会費については、「賛助会費」が該当するケースが多いと思われますが、その名称に関わらず対価性が認められない会費については、寄附金として取り扱うことができます。

ただし、正会員の会費は、定款において、総会での表決権が反対給付とされている場合が多く、この場合は、寄附金として取り扱うことはできません。

なお、社員の会費を「1口○○円」と設定し、会費は「1口以上何口でも」と定めている場合で、会費の口数に関係なく表決権が平等であるときは、一口目のみが反対給付部分であり、自由意思で支払われる2口目以降について、支出する側に任意性がありかつ直接の反対給付が無い場合には、2口目以降の会費を寄附金として取り扱うことができます（2口目以降分の受領書を寄附として発行している場合など、区分して経理されている場合に限ります）。

例えば、支払っている20,000円のうち、5,000円が会費であり、残りの15,000円については、社員が任意に納めているもので、かつこれに対して議決権等を与えられるものではなく、また、他に反対給付をしているものではない場合、15,000円の受領書(5,000円×3口)を寄附として発行し、寄附金部分は寄附金用口座に入金するなど、寄附金と会費を明確に区分して経理している場合には、寄附とみなすことができます。

(問 22) パブリック・サポート・テストの判定上、賛助会費を寄附金として計上するためには対価性が認められないことが条件になっています。この対価性について、例えば、10,000円の賛助会費を払えば、施設利用等で5,000円の割引が受けられる場合、対価性はあるものの、その対価はあくまで5,000円の割引部分のみと考えてよいですか。

つまり、10,000円の賛助会費から割引分を引いた残りの5,000円分については、対価性がないものとして寄附として取り扱うことはできますか。それとも、賛助会費の一部分の金額であっても対価性が認められれば、その対価が何割であろうと当該賛助会費は寄附金とみなすことはできないのですか。

(答) 本件の賛助会員は会費を支払うことにより、会員割引のサービスを得ることができるところから、賛助会費には対価性が認められます。

したがって、割引金額の多寡に関わらず、賛助会費 10,000円の全額が寄附金として取り扱うことはできないと考えます。

(問 23) 民間からの助成金を受けている場合で、その募集要項に「助成金を使用した事業については、●●財団助成金であることを明記してください。」といった記載がある場合は当該財団の広報活動が対価として求められているものであり、対価性のある助成金と考えられますか。

また、当該事案が、対価性のある助成金とされる場合であっても、実際に行った事業において、その性質上、「●●財団助成金」という記載がなされず、その旨を、当該助成金を出した財団からも了承を得られた場合には、対価性のない助成金と認めてよいですか。

(答) 助成金の対価性の有無については、その実態を踏まえて判断することとなります。単にパンフレットの隅に「この活動は●●財団からの助成金により実施しています。」といった程度の記載をしているものであれば、それを以て対価性のある助成金とまでは言えないと考えます。

一方で、大々的なその財団の PR が求められるような場合には、広報活動と認められ、対価性のあるものと認められるのではないかと考えられます。

いずれにしても、助成金の対価性の有無に関しては、実態に即して、「直接の反対給付のあるもの」と認められるか否かにより判断することとなると考えます。

(問 24) 「寄附金額が 1,000 円の寄贈者には粗品 A を、寄附金額 5,000 円の寄贈者には粗品 B をお渡しします。」という寄附募集を行っている場合、当該寄附募集において受領した 1,000 円ないし 5,000 円の金銭をパブリック・サポート・テスト上の受入寄附金総額に含めることができるのですか。寄附金に該当しない場合、金銭の提供者は所得控除や税額控除の適用を受けることができないことがあります、領収書の発行及び内容についてはどのようにしたらよいですか。

(答) 当該事例は、粗品の取得を目的として金銭を支払ったとみなされ、「対価性がある」と考えられます。

なお、税制上の優遇措置の適用の対象とならない金銭の受領に際して発行すべき領収書は、通常、一般的な金銭の受取りを証するものであれば、差し支えないものと考えます。

(問 25) 現在、会員の会費を 3,000 円と定めていますが、会費を 1,000 円に変更し、代わりに正会員より 2,000 円の寄附金を募ることとした場合には、正会員から受領した寄附金はパブリック・サポート・テストの判定上、受入寄附金総額に含めることができますか。

(答) 会費を 3,000 円から 1,000 円に変更した後、仮に寄附をしなくても、引き続き、表決権や正会員としてのサービスが受けられることが明らかである場合には、2,000 円の寄附については、強制されるものではなく、任意性があり直接の反対給付がないものと判断できるため、パブリック・サポート・テストの判定上、受入寄附金総額に含めることができます。

しかし、会費を 1,000 円に変更した後も、会員は必ず 2,000 円の寄附を支払わなければならぬといった定款上の定めがあるなど、その支払いに任意性がないと認められる場合には、2,000 円については、パブリック・サポート・テストの判定上、受入寄附金総額に含めることができなくなります。

なお、こういったケースでは、法人内でのトラブルにつながる可能性もあるため、通常

総会等できちんと手続を踏んで社員の了承を得る等の留意が必要ではないかと考えます。

(問 26) 寄附者から古本を寄贈（現物寄附）され、当該古本を業者に買い取ってもらったところ5千円に換金できました。この場合、当該古本（現物寄附）の換金額を寄附金としてパブリック・サポート・テストの判定に含めてよろしいでしょうか。

(答) NPO法人が寄附者からの現物寄附を受け入れた場合には、当該現物寄附が経済的価値のある場合には受入時の時価で適正に評価し、パブリック・サポート・テストの判定上、寄附金の額に含めることができます。

したがって、古本を寄附として受領した場合、当該NPO法人は当該古本を業者による換金により時価で適正に評価されたものとして、活動計算書において受取寄附金勘定中の資産受贈益（例えば古本受贈益）として当該金額を計上することにより、パブリック・サポート・テストの相対値基準又は絶対値基準のいずれにおいても寄附金の額に含めて計算することができます。

なお、現物寄附を受けた法人が認定NPO法人等である場合には、当該認定NPO法人等が寄附者に領収書を発行することにより、寄附者は税制上の優遇措置を受けることができます。

(注) NPO法人が受領した現物寄附が、例えば不要となった子どもの洋服（古着）など経済的価値がない場合には、時価ゼロ若しくは備忘価額1円として評価することとなります。

(問 27) NPO法人の設立に当たり、当該NPO法人の前身の団体から財産を受け入れた場合は、当該受入財産については寄附として「総収入金額」及び「受入寄附金総額」に含めて計算してもよろしいのでしょうか。

(答) 新たにNPO法人を設立し、その前身の団体が有していた財産をそのまま無償で引き継いだ場合には、新しく設立されたNPO法人と前身の団体とは法律上は別組織と考えられますので、前身の団体からの寄附として取り扱うことになります。

したがって、当該受入財産については、寄附金（受入時の時価）として「総収入金額」及び「受入寄附金総額」に含めて計算することになります。

なお、前身の団体が単なる個人の集合体である場合には、NPO法人に寄附した財産はそれぞれの財産所有者である個人からの寄附となりますので、それぞれの金額の計算を行う際には注意が必要です。

(問 28) クレジットカードや振込みによる寄附についても、パブリック・サポート・テストの判定上、寄附金として取り扱うことができるのですか。

(答) パブリック・サポート・テストの判定上、寄附金として取り扱うためには、「氏名(名称)のみならずその住所又は主たる事務所の所在地が明確になっている」ことが必要です。

したがって、クレジットカードや振込みによる寄附であっても、氏名(名称)及びその住所が明らかであり、寄附者名簿にも氏名及び住所を記載することができるということであれば、パブリック・サポート・テストの判定上、寄附金として取り扱うことができます（相対値基準で小規模法人特例を受ける場合は匿名でもパブリック・サポート・テスト上の受入寄附金総額に算入することができます）。

なお、パブリック・サポート・テストの判定上、受入寄附金は、実際に入金したときに収益として計上することとしているため、寄附者名簿に記載する寄附金を受け入れる年月日は、クレジットカード会社から法人への入金があった日にするようにしてください。

(注) 「1. 寄附者が支払いの手続をした日」や「2. 寄附者の銀行口座から引き落とされた日」とは異なりますのでご留意ください。

(問29) NPO法人への寄附金のお礼として、返礼品をお返ししてもよいのでしょうか。その場合、どの程度であればパブリック・サポート・テストの算入の基礎となる寄附金として取り扱っていいのでしょうか。

(答) 返礼品をお返しすることは可能です。

例えば、寄附者に対してお礼状や無料の会報誌などを送付する場合やNPO法人が運営する施設等の作業の一環として作った「手芸品」などを寄附者にお返しする程度であればパブリック・サポート・テストの算入の基礎となる寄附金として認められると考えます。また、NPO法人が主催する「活動報告会」を寄附者に案内する程度であればパブリック・サポート・テストの算入の基礎となる寄附金として認められると考えます。

ただし、パブリック・サポート・テストが広く市民からの支援を受けているかどうかの判断基準であることを踏まえれば、対価性のある返礼品をお返しした寄附金は、パブリック・サポート・テストの算入の基礎となる寄附金に該当しないと考えます。

したがって、書籍等を発行して、書店で販売しているようなものを寄附金のお礼としてお返しするような場合は、パブリック・サポート・テストの算入の基礎となる寄附金に該当しない場合があると考えます。

いずれにしても、それぞれの寄附行為ごとに判断することとなりますので、個別のケースにつきましては、所轄庁に御相談ください。

なお、これらの場合でも食品を返礼品として送付する場合には、食品衛生基準や食品表示基準の遵守が求められる場合がありますので注意が必要です。

(注) 食品衛生法、食品表示法においては、食品を販売（不特定又は多数の者に対する無償譲渡含む）する場合は、それぞれ食品衛生基準、食品表示基準が適用されることとなっています。詳しくは、食品衛生基準については、最寄りの保健所、食品表示基準については、消費者庁食品表示企画課（03-3507-8800（代表））にお問い合わせください。

(問 30) 特例認定法人になった後に多くの寄附金をいただくことができ、パブリック・サポート・テスト基準を満たせそうなので、今度は認定申請を検討しています。この場合、認定申請に当たっての実績判定期間は何年になるのでしょうか。

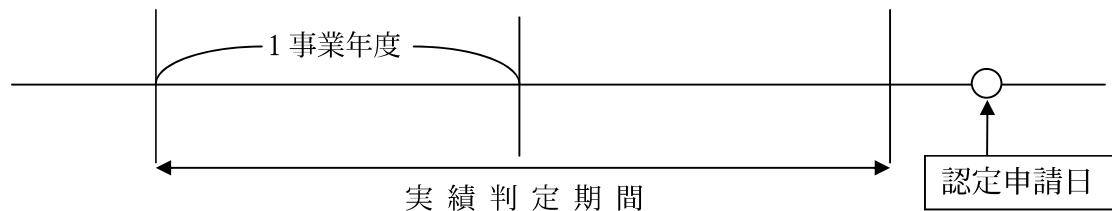
(答) 実績判定期間は、法第 44 条第 3 項では、認定を受けたことのないN P O 法人が認定を受けようとする場合、「認定申請した日の直前に終了した事業年度の末日以前 2 年内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間」とされています(イメージは下図をご覧ください)。

その際、既に特例認定法人であっても、あくまでも法第 44 条第 1 項の認定を受けたことがなければ同様の取扱いとなります。

例えば、1 事業年度が 1 年間あり、過去に認定法人であったことがないN P O 法人が、認定申請する際の実績判定期間は、過去に認定法人であったことがないN P O 法人の場合は 2 事業年度分とされています。

なお、過去に認定を受けたことがあるN P O 法人の場合は、認定を受けようとする直前に終了した事業年度以前の 5 事業年度分となります。

【イメージ：1 事業年度が 1 年の場合】



認定の判定 パブリック・サポート・テスト(相対値)に関する基準【第1号基準】

(問 31) 特定非営利活動に係る事業に加え「その他の事業」を行っており、「その他の事業」を区分経理して活動計算書を作成していますが、パブリックサポートテスト（P S T）について相対値基準を採用する場合、総収入金額には、「その他の事業」に係る収益も含めなければならないのでしょうか。

(答) パブリック・サポート・テストについて相対値基準を採用する場合、「その他の事業」を区分経理して活動計算書を作成している場合であっても、「その他の事業」を含むすべての収益の部の合計額が、総収入金額となります。

【参考】 「前期繰越正味財産額」等の取扱い

パブリック・サポート・テストの計算においては、活動計算書において、一般的に経常収益に含まれていない「固定資産売却益」、「経理区分振替額（その他の事業を実施している場合の事業間振替額）」、「前期繰越正味財産額」等については、総収入金額から控除することとなります。

(問 32) 国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、どういうものをいうのですか。

(答) 国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、補助金その他名称のいかんにかかわらず、反対給付を受けないで国等が、直接、N P O 法人に対して交付するものをいいます。

したがって、国等以外の団体（例えば社会福祉法人等）が、反対給付を求めてないでN P O 法人に対して交付するもの（助成金等）については、この要件には該当せず、寄附金と同様に取り扱うことになります。

(注) 国等とは、国、地方公共団体、一定の独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。

(問 33) 社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等はパブリック・サポート・テストの計算上、国の補助金等として計算してもよいのでしょうか。

(答) 国の補助金等とは、国、地方公共団体、一定の独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関から直接交付されるものであり、社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等は国の補助金等には該当しないため、受入寄附金総額及び総収入金額に含めて計算することになります（法規5①一）。

なお、受入寄附金総額に含めて計算することができる助成金等は、対価性がないものに限られます。

(問 34) 「社員から受け入れた会費の明細表(第1表付表2)」の1の口で社員(役員等を除く)の数が20人以上とありますが、これは実績判定期間中、経常的に20人以上必要ですか。

(答) 実績判定期間を通して社員20人以上必要です(法45①一イ、法規4)。

ただし、社員20人の法人において、実績判定期間における一時点では社員の方が不慮の事故等で急逝された場合など、法人の責めに帰すことのできない事由により社員20人を一時的に欠けた場合にあっては、速やかに社員を補充することにより法規第4条を満たすものとして判断されることとなります。

認定の判定 パブリック・サポート・テスト(絶対値)に関する基準【第1号基準】

(問 35) パブリック・サポート・テストの判定に当たって、絶対値基準を採用する予定ですが、寄附者数は具体的にどのように算出すればよいのでしょうか。

(答) 絶対値の具体的な水準は、実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であることとされています。

したがって、実績判定期間内においてこの水準を満たすかどうかは、次の算式に当てはめて判定することとなります。

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が } 3,000 \text{ 円以上の寄附者の合計人数}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 \geq 100 \text{ 人}$$

※ 月数は暦に従って計算し、一月に満たない端数は切り上げて一月としてください。

なお、寄附者数のカウントに当たっては、次の点に注意してください。

- ① 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附者のみを数えます。
- ② 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
- ③ 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。

(問 36) パブリック・サポート・テストについて絶対値基準を採用した場合、寄附者数に含めた者・含めなかった者の区別を寄附者名簿に記載する必要はありますか。

(答) 絶対値基準による場合であっても、法令上、寄附者名簿への明記は特に必要とされていません。しかしながら、寄附者数のカウントに当たっては、

- ① 寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所の明らかな寄附者のみを数える。
- ② 寄附者の数は、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人とする。
- ③ 認定申請を行うNPO法人の役員又は役員と生計を一にする者が寄附者である場合は、その者を寄附者の数に含めない。

といった点に注意していただく必要があります、認定審査に当たって、所轄庁から、寄附者数の算出方法等について確認させていただく場合があります。

そのため、寄附者数の算出方法等が分かる何らかの資料の作成・保管(寄附者名簿に明記していただく方法でも構いません。)をお願いいたします。

(問 37) 「絶対値基準」による認定申請にあたり、作成する寄附者名簿はどの程度の水準の寄附まで記載する必要があるのでしょうか。絶対値基準には関係しない3,000円未満の寄附の記載も必要でしょうか。

(答) 寄附者名簿は、「各事業年度に申請法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに、氏名、住所、寄附金額、受け入れ年月日を記載した書類（法44②一）」とされていることから絶対値基準にかかる寄附金であるかを問わず、基本的には少額寄附等を含め、寄附金として受け入れたものすべてについて寄附者名簿に記載するものと考えます。

その際、例えば、イベントの参加者から受け取った寄附や募金箱による寄附など、寄附者氏名や住所等の不明事項がある寄附については、その不明事項の裏付けをしてまで寄附者名簿に記載を求めるものではなく、法人で把握している寄附金額や、受け入れ年月日などのみの記載で足ります。

また、匿名寄附や1,000円未満の少額寄附については、寄附者名簿に、「匿名寄附 ●口 計●●●●円」、「少額寄附 ●口 計●●●●円」といった、一定の省略表記は差し支えないと考えます。

なお、絶対値基準による申請を検討しているNPO法人においては、パブリック・サポート・テスト基準を満たす寄附者数の算出根拠として、3,000円以上の寄附者を抽出した資料を作成しておくと、基準を満たしているかの判断がしやすくなり、認定審査においても円滑に進むことが考えられます。

(問 38) 絶対値基準において寄附者数を算出するに当たり、役員からの寄附金かどうか、生計を一にするかどうかは、いつの時点で判断すればよいのでしょうか。

(答) 寄附をしたときの現況で判断することになります。

したがって、事業年度末において役員であったとしても、寄附をしたときに役員でなければ、絶対値基準の計算上は、寄附者数に含めて差し支えありません。

また、生計を一にするかどうかについては、原則として、寄附をしたときの現況で判断していただくこととなります。生計を一にするかどうかは、寄附をした時点の現況だけで判断することが難しい場合もありますので、前後の生活状況等を踏まえた上で判断していただいて差し支えありません。

(注) 寄附者名簿など外形的な情報に基づき寄附者数をカウントする場合、生計を一にするかどうかの一義的な判断は、姓及び住所が同一かどうかで判断して差し支えありません。

(問 39) 寄附者（又は役員）と生計を一にする者とは具体的にどのような者を指すのでしょうか。

(答) 寄附者（又は役員）と生計を一にする者とは、寄附者（又は役員）と日常生活の資を共通にしている者をいいます。

したがって、同居していないても仕送り等により日常生活の資を共通にしている場合には、その者は生計を一にする者となります。

(注) 「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではありませんので、次のような場合には、それぞれ次によります。

(1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であ

っても次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとされます。

イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

(2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとされます。

(問 40) 絶対値基準により認定申請を予定しています。絶対値基準では、3,000 円の寄附を年平均 100 人以上集めていることが必要となります。口座振込であっても、パブリック・サポート・テストの判定上、寄附金として取り扱うことは可能ですか。

(答) パブリック・サポート・テストの判定上、寄附金として取り扱うことができるは、「氏名(名称)のみならずその住所が明確になっている」場合です。口座振込であっても氏名及びその住所が明らかであり、寄附者名簿にも氏名及び住所を記載することができることであれば、パブリック・サポート・テストの判定上、寄附金として取り扱って差し支えありません。

(注) 相対値基準で小規模法人特例を受ける場合は匿名でも寄附金として取り扱うことができます。

(問 41) パブリック・サポート・テストのうち、絶対値基準を採用している場合において、対価性のない民間助成金を寄附金として取り扱う、すなわち、当該助成金の出資団体を寄附者の1人として取り扱ってよいですか。また、同様に絶対値基準を採用した場合において、国等からの補助金も寄附者の1人として取り扱ってよいですか。

(答) 民間団体からの助成金のうち、対価性がなく寄附金該当性が認められるものについては、相対値基準と同様に、絶対値基準においても寄附金(寄附者の1人)として取り扱うことができます。

また、国等からの補助金のうち、対価性がなく寄附金該当性が認められるものについては、相対値基準の判定に当たって、寄附金等収入金額に含めることができます（法令5①）が、絶対値基準の判定に当たっては、寄附金には含めることはできません。

(問 42) 絶対値基準の判定に当たって、認定申請中のN P O 法人の理事と同居している家族が代表を務める団体からの寄附については、寄附者数に含めることができますか。

(答) 絶対値基準の判定に当たって、役員と生計を一にする個人が寄附した場合には、寄附者数に含めることができませんが、同居する家族が代表を務める団体からの寄附である場合には、あくまでも当該団体が寄附者となるため、寄附者数に含めることができます。

(問 43) 絶対値基準において、同一人物が年度をまたいで数回に分けて寄附している場合、寄附者数はどのように計算するのでしょうか。

(答) 寄附金の額が 3,000 円以上かどうかは、実績判定期間内の各事業年度の合計額で判定することとなります。

したがって、例えば、3月決算（実績判定期間が平成 28 年 3 月期、平成 29 年 3 月期の 2 事業年度とします）の法人が、寄附者 A さんから以下のように 5 回に分けて合計 10,000 円の寄附を受けた場合、平成 28 年 3 月期は合計 8,000 円の寄附金となりますので、寄附者数に含めますが、平成 29 年 3 月期は合計 2,000 円の寄附金となりますので、寄附者数に含めないこととなります。

《寄附者 A さんからの寄附内訳》

事業年度	寄附年月	寄附金額	備 考
平成 28 年 3 月期	平成 27 年 5 月	2,000 円	合計 8,000 円 $\geq 3,000$ 円 ⇒ 1 人としてカウント
	平成 27 年 8 月	2,000 円	
	平成 27 年 10 月	2,000 円	
	平成 28 年 2 月	2,000 円	
平成 29 年 3 月期	平成 28 年 5 月	2,000 円	合計 2,000 円 $< 3,000$ 円 ⇒ 1 人としてカウントしない

(問 44) 近所にお住まいのご夫婦から 3,000 円（夫から 2,000 円、妻から 1,000 円）の寄附金を受領しました。この場合、寄附者単位で見ると 3,000 円未満の寄附となるため、絶対値基準においては、寄附者に含まれないのでしょうか。

(答) 絶対値基準における寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えることとなります。また、その場合、年 3,000 円以上の寄附金額かどうかについては合計金額で判断することとなります。

したがって、夫婦で合計 3,000 円の寄附を行っていますので、絶対値基準における寄附者に含めることができます、寄附者の数については「一人」として数えます。

(問 45) 寄附者が口座振込により 3,000 円の寄附を行った場合に、振込手数料(210 円)は法人側の負担となっています。これは、絶対値基準にカウントできる 3,000 円の寄附金と考えてよいですか。それとも手数料 210 円を差し引いた 2,790 円が寄附金となるのですか。

(答) 振込みによる寄附は氏名、住所が明らかでない寄附が多いため、匿名寄附として扱われ、絶対値基準の計算上、カウントできないケースも多いと思われますが、寄附者の氏名及び住所が明らかな場合は以下のよう仕訳となり 3,000 円の寄附となることから、絶対値基準の計算上、一人とカウントして差し支えありません。

なお、寄附者名簿の寄附金額や領収書の金額も 3,000 円となります。

[仕分けの方法]

(寄附者側) 寄附金 3,000 円／現金 3,000 円

(法人側) 手数料 210 円／受取寄附金 3,000 円

預金 2,790 円

(問 46) 従業員や顧客から寄附金を募集した法人(以下「寄附金募集法人」といいます)が、N P O法人に集めたお金を寄附し、そのN P O法人がパブリック・サポート・テストの絶対値基準で認定申請した場合に、寄附者数をどのようにカウントできるのですか。

(答) 以下のとおり(1)～(3)に場合分けできるものと考えます。

(1) 寄附金募集法人から、寄附した各従業員や顧客の明細を添えて寄附金を受領した場合
⇒絶対値基準の判定には、寄附金明細に記載されている人数をカウントできます。

この場合、寄附金明細には、①寄附者の住所、②氏名、③寄附年月日、④寄附金額の全てが記載されている必要があります。

⇒申請N P O法人は、寄附金明細に記載された寄附者の求めに応じて、寄附金領収書を発行できます。

⇒寄附金募集法人に対しては、宛名欄を寄附金明細書に記載された寄附者1名の氏名及び他●名とした証明書を発行できますが、当該証明書をもって、寄附金募集法人は寄附した金額を損金に算入することができないことに留意が必要です。

(2) 寄附金募集法人から、その明細等は不明である旨の説明を受けた場合

⇒絶対値基準の判定に当たっては、寄附金募集法人1社からの寄附金としてカウントすることはできます。

(3) 寄附金募集法人に対して、寄附金受領書を発行した場合

⇒絶対値基準の判定に当たっては、寄附金募集法人1社からの寄附金としてカウントできます。

(参考)

寄附金募集法人の経理処理の違いによる法人税の計算は以下のとおりとなります(認定申請N P O法人は、パブリック・サポート・テストの判定上において、寄附金募集法人の経理処理まで確認する必要はありません)。

(上記1の場合)

集めた寄附金を寄附金募集法人において「預り金」として経理処理している場合は、損益計算に影響を与えない(元々損金算入されていない)貸借取引につき、法人税の計算においても支出寄附金を損金算入するといった概念は生じないこととなります。

(上記2及び3の場合)

集めた寄附金を寄附金募集法人の「寄附金収入」及び「支出寄附金」として経理処理している場合、当該法人の損益計算書上では収益と費用となります。法人税法上、支出した寄附金について損金算入限度額が定められており、当該損金算入限度額を超える金額(寄附金の損金算入限度超過額)については、当該法人の所得金額の計算上加算することとなります(寄附を支払った先のN P O法人が認定法人等であった場合には、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます)。

この場合、寄附金募集法人は組織として寄附金を集め、支払っている(寄附金募集法人の収益及び費用としている)ことから、寄附者は寄附金募集法人1社となります。

認定の判定 パブリック・サポート・テスト(個別条例指定)に関する基準【第1号基準】

(問 47) 条例による個別指定とはどのようなものですか。

(答) 条例による個別指定とは、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人として認められるというものです。

なお、条例による個別指定については、寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人の名称及び主たる事務所の所在地が条例で明らかにされていることが必要です。

(問 48) 条例の個別指定を受けたNPO法人ですが、条例を制定した都道府県（又は市区町村）内には当NPO法人の事務所はありません。この場合でも、パブリック・サポート・テスト基準を満たすこととなりますか。

(答) 条例個別指定を受けたことによりパブリック・サポート・テストを満たすこととなるNPO法人は、条例を制定した都道府県（又は市区町村）の区域内に事務所^(注)を有するNPO法人に限られます。

したがって、条例を制定した都道府県（又は市区町村）の区域内に事務所を有さない場合には、他のパブリック・サポート・テスト（相対値基準又は絶対値基準）を満たす必要があります。

(注) 定款において定められた事務所（主たる事務所か従たる事務所かは問いません。）をいいます。

(問 49) 条例による個別指定はいつの時点で受けていればよいのですか。

(答) 認定申請書を提出する日の前日において、個人住民税の寄附金税額控除の対象として都道府県又は市区町村の条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている^(注)必要があります。

(注) その条例が、地方自治法第16条《条例及び規則の公告式》に基づき公布され、かつ、施行されていることをいいます。

(問 50) A県で条例個別指定を受けた法人が、その有効期間内に所轄庁変更を伴う定款変更を行った場合、その法人が変更後の所轄庁において認定申請する際に、A県で受けた条例個別指定をパブリック・サポート・テスト基準とすることは可能でしょうか。

(答) 例えば、A県内にのみ事務所を構える法人(所轄庁はA県)が、B県内に新たに事務所を立ち上げ、B県の事務所を主たる事務所(所轄庁はB県に変更)とし、A県内の事務所も従たる事務所として引き続き存在する場合には、変更後の所轄庁であるB県で認定申請をした場合でも、A県の条例個別指定によりパブリック・サポート・テスト基準を満たしていることになります。

これは、条例個別指定でパブリック・サポート・テスト基準を満たすためには、条例個別指定を行う地方団体の区域内に事務所を有するものに限られていますが、主たる事務所であるか従たる事務所であるかは問われていないためです。（法第45①一ハ）

しかし、A県からB県に事務所を移転(A県内の事務所は閉鎖)し、B県で認定申請した場合、A県の条例個別指定はパブリック・サポート・テスト基準として適用できないこと

となります。

この場合、相対値基準、絶対値基準、B県の条例個別指定、いずれかの基準を満たす必要があります。

認定の判定 活動の対象に関する基準【第2号基準】

(問 51) インターネット、チラシ等を用いて、広く一般に募集する事業に会員が参加する場合、会員に係る事業については共益的活動とみなされますか。あるいは、一部の参加者が会員であるとはいえ、会員に限定されない、一般向けの事業であるため、共益的活動には当たらないのですか。

(答) このケースは、インターネット等の広報媒体を通じた、広く不特定多数の者を対象としたものであり、結果として一部の参加者が会員であることに過ぎず、共益的活動には該当しません。

(問 52) 「認定基準等チェック表(第2表)」の「イ欄」と、「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」の「1欄」の記載内容は、支出金額、収入金額という点で異なるのでしょうか。

(答) 法第45条第1項第2号は、法人が行う活動のうち、「会員等」の特定の者に便益が及ぶ事業活動の割合が50%未満であることを認定基準の1つとして定めるもので、「第2表のイ」は、事業費のうち、「会員等」に対する資産の譲渡等の活動に係る費用を記載する必要があります。

一方、同項第4号ロは、法人が行う全ての活動について、役員、社員、職員等又はその関係者に対して、特別の利益を与えないこと等を認定の基準として定めるもので、「第4表付表2の1」については、収益のみならず費用も含めて記載する必要があります。

(問 53) 経済的理由等により就学が困難な学生に対し奨学金を支給する事業を営むNPO法人が、「●●学校出身者向け奨学金」などのメニューを設けていたり、奨学金の支給要綱に、「●●学校に入学した学生」などの条件を付したりすることは共益的活動になるのでしょうか。

(答) 経済的理由等により就学が困難な学生の全てを対象にした活動は共益的活動に該当しませんが、「●●学校出身者向け奨学金」や「●●学校に入学した学生」などの条件を付すと、その便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動となり、当該事業は共益的活動に該当するものと考えます。

(問 54) 「総合型地域スポーツクラブ」に指定されているスポーツクラブについては、会員(利用会員)のみが参加するスポーツ教室等の活動についても、「共益的な活動」に該当しないと解釈してよいですか。例えば、内容が「サッカー教室」など、特定のグループのみに反復継続する活動であっても、地域の誰もが利用会員になって参加することができ、議決権を持たない利用会員であれば、法規第 11 条の「会員等」について該当しないと解釈してよいですか。

(答) 会員のみを対象とした活動であっても、その会員になるための資格等が特に限定されおらず、その会員を広く一般に募集しているなど、誰でも会員となって参加できる活動であれば、その活動は「不特定多数の者を対象とした活動（法規 12）」であると言えることから、「共益的な活動（法 45①二）」に当たりません。

総合型地域スポーツクラブが行っている「会員を対象とした活動」についても、不特定多数の者を対象にした活動に当てはまるのであれば、「共益的な活動」には当たらないといえます。

実際の認定に当たっては、所轄庁において、個々の「総合型地域スポーツクラブ」の活動実態等を確認した上で判定することに留意する必要があります。

(参考)

「総合型地域スポーツクラブに係る認定 NPO 法人制度の認定要件について(通知)」

(平成 23 年 2 月 28 日 文部科学省スポーツ・青年局生涯スポーツ課長)

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/03/28/1304061_1_1.pdf

認定の判定 運営組織及び経理に関する基準【第3号基準】

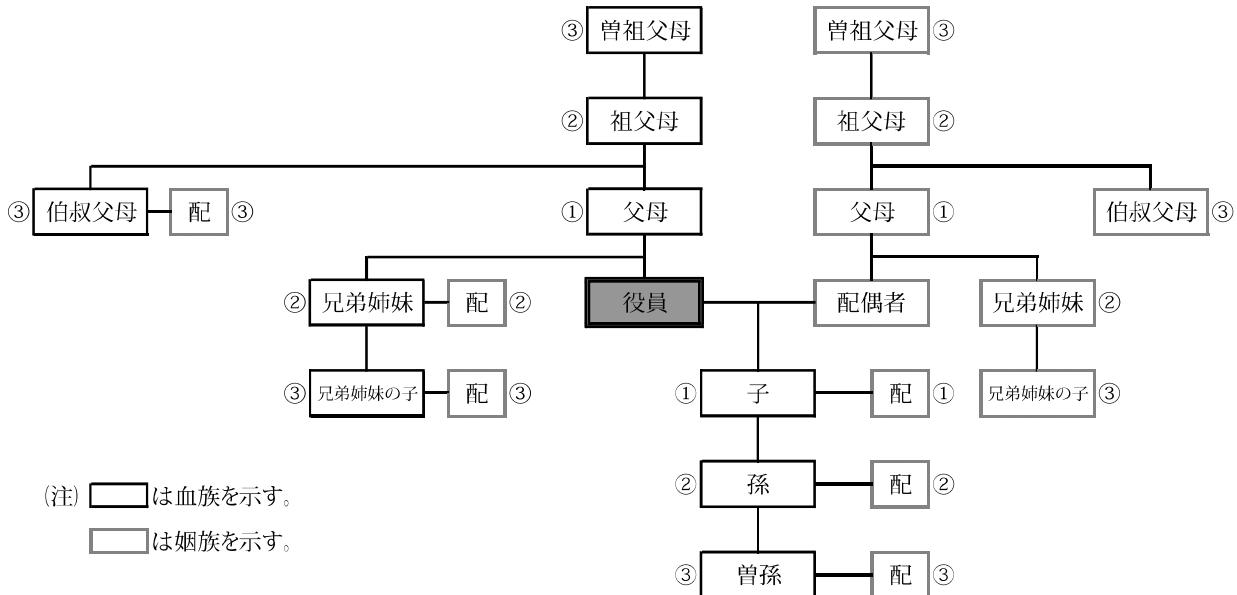
(問 55) 運営組織に関する要件のうち「配偶者及び 3 親等以内の親族」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。

(答) 例えば、N P O 法人の役員が 8 名いるとして、その中に Y さんの夫である A さんと、Y さんのいとこの B さん、B さんの長男の C さんがいます。なお、Y さんは当該 N P O 法人の役員とはなっていません。

このような役員構成の場合には、B さんと C さんは親族となります（1 親等の血族）が、A さんは B さん及び C さんと親族関係はありません（4 親等及び 5 親等の姻族となります。）。

したがって、「配偶者及び 3 親等以内の親族」に該当する人数は 2 人となります（法 45 ①三イ(1)）。

≪3親等以内の親族図≫



(問 56) 運営組織に関する基準のうち「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。

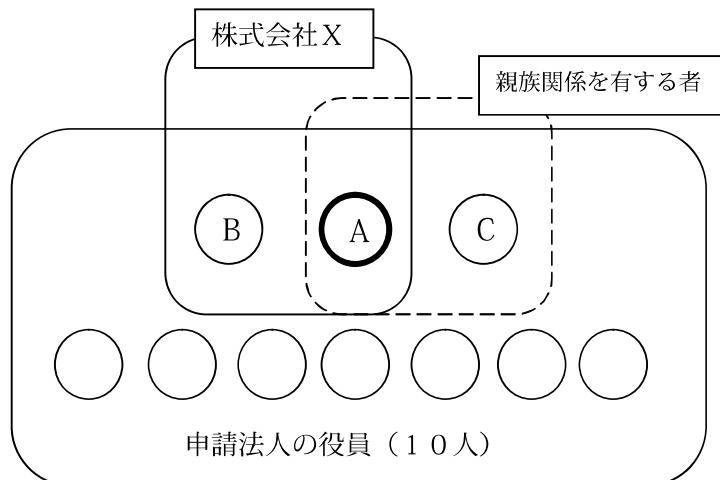
(答) 例えば、N P O 法人の役員が 10 名いるとして、その中に株式会社Xの役員である A さんと B さん及び A さんの長男である C さんがいます。

このような場合には、株式会社Xを「特定の法人」とみると、A さん及び B さんは株式会社Xの役員であることから「その法人の役員又は使用人である者」に該当し、C さんは A さんの長男であることから「これらの者と親族関係を有する者」に該当することになります。

したがって、「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」に該当する人数は 3 人となります（法 45①三イ(2)）。

(注) 「特定の法人」には、地方公共団体も含まれます。

【イメージ図】



(問 57) 経理に関する基準に「公認会計士又は監査法人の監査を受けていること」というものがありますが、小さな規模のN P O法人でも必ず監査は受けなければならないのでしょうか。

(答) 会計については、公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は青色申告法人と同等の帳簿書類を備え付けてこれに取引を記録し、当該帳簿書類を保存していることが認定基準ですので、後者の認定基準を満たしていれば、必ずしも公認会計士等の監査を必要とするものではありません(法 45①三ハ、法規 20)。

(問 58) 経理に関する基準に「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われている」とことありますが、どのような帳簿書類の備付けなどが必要ですか。

(答) 青色申告法人の帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について、その具体的な内容は以下のとおりです。

- ① 資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を複式簿記の原則に従って、整然と、かつ、明りょうに記録し、その記録に基づいて決算を行うこと(法人規 53)。
- ② 仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備え、取引に関する一定事項を記載すること(法人規 54、同別表二十)。
- ③ 仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載し、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載すること(法人規 55)。
- ④ たな卸表を作成すること(法人規 56)。
- ⑤ 一定の科目をもって貸借対照表及び損益計算書を作成すること(法人規 57、同別表二十一)。
- ⑥ 帳簿書類を7年間整理保存すること(法人規 59)。

(注) N P O法上の活動計算書を作成していれば、⑤の損益計算書を作成していることとして取り扱っても差し支えありません。

(問 59) 法人規第 59 条(帳簿書類の整理保存)には、「帳簿書類を整理し…納税地に保存」とありますが、会計ソフトに入力しているだけでは足らず、紙ベースで備え置く必要はありますか。また、会計担当者の自宅ではなく、主たる事務所に備え置かなければなりませんか。

(答) ①電子データによる保存について

認定法人等(認定を受けようとするN P O法人を含みます)は、その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人規第 53 条から第 59 条までの規定に準じた帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を行うことが必要となり、帳簿書類の保存方法は、紙による保存が原則となります。したがって、電子計算機で作成した帳簿書類についても、原則として電子計算機から出力した紙により保存する必要があります。

②保存場所について

帳簿書類の保存場所については、法人規第 59 条第 1 項の「青色申告法人は、…帳簿書類を整理し、…これを納税地(第3号に掲げる書類にあっては、当該納税地又は同号の取

引に係る法施行地内の事務所、事業所その他これらに準ずるものとの所在地)に保存しなければならない。」という規定に準じて、帳簿書類は主たる事務所に保存しなければなりません。

ただし、事務所の改築等により帳簿書類の保存が一時的に困難となる状況のように、主たる事務所に保存することができない事実が生じている場合については、その間は別の場所で保管することは差し支えないと考えますが、当該事実が終了した後に速やかに事務所に移管し、保存することが必要となります。

(問 60) 認定申請を検討しているN P O 法人の役員の4人のうち3人が、ある一般社団法人の役員となっており、特定の法人の役員である者の割合が3分の1を超えていましたが、申請できますか。

(答) N P O 法人の役員の4人のうち3人が、一つの一般社団法人の役員である場合には、特定の法人の役員である者の割合が3分の1を超えていることから、認定基準のうち、法第45条第1項第3号を満たさないこととなります。

同号に定める役員の割合の基準については、実績判定期間において継続的に適合していることが求められているため、辞職直後に認定申請することはできず、一般社団法人の3人の役員のうち2人以上が辞職した後、2事業年度を経た後に、認定の申請が可能となります。なお、当該N P O 法人が過去に認定を受けたことのあるN P O 法人の場合は、5事業年度を経た後に認定申請が可能となります。

(注) 役員が死亡した等の法人の責に帰すことのできない理由で当該基準を一時的に満たさなくなった場合で、その後遅滞なく基準に適合する状態になった場合には、継続的に適合していると認められます。

(例) 法人の事業年度が4月1日～3月31日で、平成29年3月に一般社団法人の役員を辞職した場合平成29年3月に一般社団法人の役員を辞職した場合、その時点から当該認定基準に適合することとなります。

当該認定基準は、実績判定期間中、継続して満たす必要があることから、認定申請が可能となるのは、平成29年4月1日～平成31年3月31日までを実績判定期間とする平成31年4月1日以降となります。

なお、法第45条第1項第6号の規定により、各事業年度の事業報告書等を提出している必要があることから、平成30年度の事業報告書等を提出した後でなければならないことになることにも留意してください。

(問 61) 取引の記録並びに帳簿及び書類の保存について、法人規第58条の「青色申告法人は、その業種、業態及び規模等により第54条から第56条(青色申告法人の帳簿書類)までの規定により難いときは、所轄税務署長の承認を受け、これらに規定する記載事項等の一部を省略し又は変更することができる」との規定を適用して、保存する書類を省略あるいは軽減することができますか。

(答) 青色申告を行っているN P O 法人が、法人規第58条に基づいて所轄税務署長の承認を受けていても、当該規定により「省略し又は変更」することができるのは、法人規第54～56条に規定する「記載事項」についてであり、保存する書類の省略についての定めではありませんので、当該規定によって保存する書類の省略はできません。

認定の判定 事業活動に関する基準【第4号基準】

(問 62) 受入寄附金総額については、活動計算書における寄附金のほか、贊助会費(対価性のないもの)もパブリック・サポート・テストの判定に当たっては「算入することができる」こととなっています。

これについて、認定基準(受入寄附金総額の 70%以上を特定非営利活動に係る事業に充てているか)の適用(法 45①四二)においては、「受入寄附金総額」における上記のような寄附金以外のもの(対価性のない贊助会費等)の算入はどのようになるのですか。例えば、パブリック・サポート・テストの判定で算入することとしたならば、同様に 70%の基準でも分母として算入しなければならないのですか。又は、法人有利に適用することとして、パブリック・サポート・テストの判定では算入し、70%の基準では分母に算入しないということも可能ですか。

(答) 受入寄附金総額については、「活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金の合計」を指しており、パブリック・サポート・テスト基準(法 45①一)における受入寄附金総額と「受入寄附金総額の 70%以上を特定非営利活動に係る事業に充てているか」(法 45①四二)における受入寄附金総額は、同額でなければなりません(法 45①一イ(2)前段カッコ書き)。

従って、申請書の第 4 表の「受入寄附金総額」には、第 1 表付表「受け入れた寄附金の明細表」の「①」欄の金額と同額が記載されている必要があります。

(問 63) 第 4 表付表 2 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等」の「3 支出した寄附金」について、全ての寄附金を記載しなければいけないのでですか。

(答) 当該表は、法規第 23 条第 1 ~ 4 号(特定の者と特別の関係がないものとされる基準)に該当しているかどうかを確認するものであるため、法人が支出した全ての寄附金について、支出先等の名称を記載することになります。

(問 64) 「認定基準チェック表(第 4 表付表 1)」中、「3 紙与を得た職員の総数及び総額」の数え方は実支払ベースですか、対象期間ベースですか。例えば、認定等申請日が H29. 7. 1 (実績判定期間 H27. 4. 1 ~ H29. 3. 31) で、紙与集計期間が H27. 4. 1 ~ H29. 6. 30 であり、法人の当月分の紙与の支払いは翌月行われることになっている場合、H27. 3 月分(実績判定期間外)の紙与が H27. 4 (実績判定期間内) に支払われている場合はカウントするのですか。また、H29. 6 月分(集計期間内)の紙与が H29. 7 月(集計期間外)に支払われる場合はカウントしなくてよいのですか。

(答) 法人の経理処理に従い記載をすればよいと考えます。

① 紙与の締日に発生ベースで以下のように経理処理している場合

(紙与の締日) 紙与〇〇円 / 未払金〇〇円

H27 年 3 月分については、3 月中の締日に上記の経理処理が行われていると思われるため、集計期間に含まれずカウントしない。

H29 年 6 月分については、6 月中の締日に上記の経理処理がされており、認定等申請日

(7月1日)以前に6月分の給与として計上されているためカウントする。

② 給与を実際に支給した日に現金ベースで以下のように経理処理している場合

(給与の支払日)給与〇〇円／現金〇〇円

H27年3月分については、4月の支払日に上記の経理処理が行われていると思われるため、集計期間中に含まれカウントする。

H29年6月分については、7月の支払日に上記の経理処理がされており、認定等申請日(7月1日)以前に6月分の給与として計上されていないためカウントしない。

(問65) 「役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)」の「役員報酬」には、どのような報酬が含まれますか。例えば、役員が使用人としての労働の対価として支給された給与については、「1 役員報酬の支給」に記載すべきでしょうか。

(答) 法において「役員報酬」は、役員としての地位にあることに対する金銭の供与を意味し、労働の対価としての給与(以下「給与」といいます)の支給は含まれないことから、例えば、給与の支給を受けている役員の数が役員総数の3分の1を超えて、法第2条第2項第1号口の規定には抵触しないものと考えられます。

他方、法第55条第1項において、「役員報酬規程又は職員給与の規程」の提出を求め、閲覧対象書類としているのは、役員が「特別の利益」を得ていないかどうかを確認するためであり、「役員に対する給与」は報酬同様に閲覧の対象となるべきものであると考えられます。

法第55条第1項に対応する第4表付表1においては、現状の様式では、「役員報酬」及び「役員の親族等である職員に対する給与」の記載のみが求められており、「役員に対する給与」を記載する箇所が遗漏しています。

このため、法第55条第1項に対応する第4表付表1においては、「役員報酬の支給」に「役員に対する給与」も含めて記載することが望ましいと考えます。

(参考) 所轄庁に提出する法第10条第1項第2号イ関係の『役員名簿』における「報酬の有無」及び法第28条第1項関係の『前事業年度の年間役員名簿』における「報酬を受けた期間」につきましては、従来どおり、役員としての地位にあることに対する金銭の供与である「役員報酬」について記載すれば問題ないことに変わりはありません。

(問66) 「役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)」について、非常勤職員やアルバイトの給与についても、「3. 給与を得た職員の総数及び総額」に含めるのですか。

(答) 認定申請書に添付する第4表付表1の「3. 給与を得た職員の総数及び総額」については、非常勤職員やアルバイトの給与も職員の給与に当たるため、これらを含めて記載する必要があります。

(問67) 「役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)」の「給与を得た職員の総数及び総額」で延べ人数を記載することになっていますが、これは事業年度ごとの延べ人数を記載すればよいですか。

(答) 実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までの期間に渡って給与を得た職員の総数を記載してください。

(問 68) 「営利を目的とした事業を行う者（法規 23 四）」の範囲は、どのようなものですか。

(答) 法でいう「営利を目的とした事業を行う者」とは、その事業を行う構成員(社員)に対して、形式的又は実質的に剩余金(利益)の分配や、財産を還元するための事業活動を行っている者であり、収益を目的とするような事業を行っている者ではありません。

したがって、一般的な株式会社のような営利法人の他にも、広義の N P O(団体、自営業者含む)であっても、「営利を目的とした事業を行う者」に含まれる場合があります。

また、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、社会福祉法人、学校法人等は「営利を目的とした事業を行う者」には該当しません。

(問 69) 将来の特定非営利活動事業に充てるための積立金は、認定基準等のうち、「総事業費のうち 80%以上を特定非営利活動事業費に充てること」及び「受入寄附金総額の 70%以上を特定非営利活動事業費に充てること」の両基準において「特定非営利活動事業費」に含めることができますか。

(答) N P O 法人の特定非営利活動において、その法人の将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた寄附金の一部を一定期間法人内部に積み立てる場合も考えられます。

このような場合、当該積立金相当額は、活動計算書上「費用」とはなりませんが、積立金の使用目的（その法人の今後の特定非営利活動事業に充当するために法人の内部に積み立てるものであること）や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続きを踏んで積み立て、貸借対照表に例えれば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、いわゆる「総事業費の 80% 基準」や「受入寄附金の 70% 基準」の判定において、特定非営利活動事業費及び総事業費に含めて差し支えありません。

なお、この場合、当該積立金相当額は、既に「総事業費の 80% 基準」等の判定において特定非営利活動事業費及び総事業費として含めておりませんので、事後に当該積立金を取り崩して費消（資産の取得等を含みます。）し、かつ、活動計算書において費用（取得資産に係る減価償却費を含みます。）として計上されている場合には、当該費用を特定非営利活動事業費及び総事業費から除いた上で「総事業費の 80% 基準」等の判定をする必要があります。

(問 70) 理事会開催に当たり、理事会に出席した理事に対して日当を定額支給している場合、当該日当は役員報酬に該当するのでしょうか。

(答) このケースにおける日当が、理事会出席のための交通費の実費相当額や、別途交通費が支給されている場合であっても、理事会出席のために要する諸雑費に対応するために支給されるなど、理事会への出席の対価として合理的な金額で、出席役員に対して一律に支給されているものであれば、役員としての報酬である役員報酬には当たらないと考えられます。

したがって、上記のような役員報酬には当たらないと考えられる日当等であれば、役員全員に当該日当を支給した場合でも、「役員の無報酬性要件(役員報酬を受ける者が役員総数の 3 分の 1 以下であること。法 2 ②一口)」には抵触せず、また、認定基準にお

ける「役員等に対する特別な利益（法45①四口）」にも該当しないと考えられます。

しかし、事後精算等もなく実費と比べて著しく高額な交通費である、理事会出席のために要する費用とは認められない不当に高額な日当が支給されている場合は、合理的な交通費及び日当とは言えず、当該日当は役員報酬に該当すると考えられ、役員の無報酬性要件や役員に対する特別な利益に該当することとなるので注意が必要です。

認定の判定 情報公開に関する基準【第5号基準】

(問71) 認定等を受けるためには、NPO法人は、その事務所においてどのような書類を閲覧させる必要があるのですか。また、認定NPO法人等となった場合は、さらにどのような書類を閲覧させる必要があるのですか。

(答) NPO法人は、法第28条第3項により、その社員その他利害関係人から、事業報告書等、役員名簿、定款等について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いては、これらの書類を閲覧させなければならないとされています。

認定等を受けた後は、これらの書類に加えて、法第54条第5項により、次の書類を正当な理由がある場合を除いては、社員その他利害関係人以外からの書類の閲覧請求があつた場合においても閲覧させなければなりません。

- ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ② 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程等

これは、税制上の優遇措置がある認定法人については、特に資金に関して、より透明性の高い情報公開を目指すこととされているためです。

(参考) 認定を受ける前と後の閲覧書類の違い

書類名	NPO法人	認定NPO法人
事業報告書等(事業報告書、活動計算書、貸借対照表ほか)	○	○
役員名簿	○	○
定款等(定款、認証及び登記に関する書類の写し)	○	○
認定基準等チェック表、欠格事由チェック表、寄附金を充当する予定の事業内容等	×	○
「助成金の支給の実績」、「海外への送金又は金銭の持出し(200万円超)を行う場合の金額等」を記載した書類	×	○
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	×	○
前事業年度の収益の明細など	×	○
法第45条第1項第3号(口に係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	×	○

(問 72) 役員報酬や職員給与の規程を定める代わりに、雇用契約書または辞令書・源泉徴収簿・報酬や給与の支給について決議した総会(理事会)の議事録・法人代表者の証明書(申立書)といった書類で対応することが可能でしょうか。また、実績判定期間中には規程を作成していないのですが、認定申請時において作成していれば、法第 45 条第 1 項第 5 号(情報公開に関する基準)は満たしていることとなるのでしょうか。

(答) 役員報酬や職員給与の支給に関する規程は、作成及び備置きの義務があります（法 54 ②二）ので、定款において一切の入件費の支出ができない旨の定め等が置かれている場合以外は、当該書類を作成し、備置きをする必要があります。したがって、原則として質問のケースのような書類によって代替えすることはできません。

また、当該規程の情報公開については、認定等を受ける時までに当該規程を作成し、閲覧体制を整えることができれば、認定等を受けた後に、閲覧請求に対して閲覧させることができますので、法第 45 条第 1 項第 5 号の基準を満たしていると考えられます。

認定の判定 事業報告書等の提出に関する基準【第6号基準】

(問 73) 認定基準(6 号)に関して、実績判定期間中に 1 日でも事業報告書等の提出遅延があれば基準不適合となり、認定されないのでですか。

(答) 所轄庁への事業報告書等の適確な提出を定めた法第 45 条第 1 項第 6 号の基準は、情報公開に関する基準(同項第 5 号)と併せて、税の優遇措置を受ける認定 N P O 法人等が、市民に対し十分かつ適切に情報提供を行う態勢にあることを確認するための重要な基準です。

また、同項第 9 号の規定により、実績判定期間(初回認定の場合は直前の 2 事業年度)を通じてこれらの基準を満たしていることを確認することによって、認定基準を満たしていることとなります。

N P O 法人制度では、N P O 法人による十分な情報公開が極めて重要な基本的理念とされており、認定等の申請に当たっては、情報公開の態勢が安定的に構築されていることが重要となります。そのため、事業報告書等の継続的な期限内提出は、重要なポイントです。

このため、実績判定期間中に事業報告書等の提出遅延がある場合は基準不適合となります。一方で、天災の影響など申請法人の責めに帰されない事情や、特にやむを得ない事情による事業報告書等の提出の遅延等があった場合にまで、実績判定期間中の期限内提出の有無のみによって認定等の可否が決定されることとは適当ではないと考えます。

そうした特にやむを得ない事情がある場合に限り、申請 N P O 法人は、当該事情を十分説明した上で、所轄庁と相談しつつ、認定の手続を進めることとなります。

欠格事由

(問 74) 役員が認定又は特例認定の取消しを受けた他の法人の理事を兼ねていたことを知らなかった場合であっても、その法人は欠格事由の対象となるのでしょうか。

(答) 他の認定N P O法人等が認定等を取り消された場合において、当該認定等の取消しの原因となった事実があった日以前 1 年内に当該他の認定N P O法人等のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないものが役員にいる認定N P O法人等は、義務的取消しの対象となります（法 47 一イ、67①一）。

しかしながら、義務的取消しであっても欠格事由に該当する疑いがあれば即座に取り消されるわけではなく、義務的取消しという不利益処分については、原則として、所轄庁は聴聞による事実確認を行うことが必要であり、欠格事由に該当するかは聴聞を踏まえて判断されることとなります。

したがって、認定又は特例認定の取消しに関する聴聞手続きが行われる前に、その役員を解任するなどの措置をとつていれば、義務的取消しの対象とならず、欠格事由の対象とはなりません。

(問 75) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの（法第 47 条第 4 号）とはどのような状態をいうのですか。

(答) 法第 47 条第 4 号でいう国税又は地方税の滞納処分が執行されているものとは、その法人が国税又は地方税を完納しない場合に租税債権の強制的実現を図るために、各行政機関が財産の差押え、交付要求（参加差押えを含みます。）、換価、配当等の行政処分を執行している状態をいいます。

(問 76) 法第 47 条第 4 号において、「国税又は地方税の滞納処分の終了の日から 3 年を経過しないN P O法人は認定を受けることができない。」とされています。認定申請法人は、当該欠格事由に該当しないことを証明するため、認定申請書に納税証明書を添付する必要がありますが、いつ時点の証明書を添付すればよいでしょうか。

(答) 認定申請書に添付する納税証明書(過去 3 年以内に滞納処分を受けたことがない旨の証明書)については、「申請日から何日以内」等の規定は設けられていませんが、欠格事由については、「認定処分日から見て、3 年の間に滞納処分を受けていないこと。」を求めているため、当該認定申請の直前の納税証明書を添付してください。

運営

(問 77) 活動計算書と収支計算書では認定基準等の計算の仕方は違うのですか。

(答) 認定等の審査は提出されている活動計算書又は収支計算書に基づいて行われるものであり、書類の違いにより認定等の基準が変わることはありません

(問 78) 事業年度終了後の報告のほかに、認定N P O法人等が所轄庁に提出しなければならない書類はありますか。

(答) 認定N P O法人等が他団体等に対して助成金の支給を行った場合は、その支給後遅滞なく、助成の実績を記載した書類を提出する必要があります（法 55②、62）。

また、200 万円以上の海外への送金又は金銭の持出しを行う場合は、事前に、災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難な場合は事後遅滞なく、金額及び使途並びにその予定日を記載した書類を提出する必要があります（旧法 55②、62）。

そのほか、名称変更した場合など一定の場合に該当するときは、所轄庁等に届出をする必要があります。

(問 79) 旧制度に基づき国税庁長官の認定を受け、その認定の有効期間の終了する日が平成 24 年 4 月 1 日以降に到来する認定N P O法人（旧認定法人）が、国税庁長官の認定の有効期間内に所轄庁の認定を受けた（新認定法人）場合には、国税庁長官の認定と所轄庁の認定が並存することになりますが、事業年度終了後に提出する書類は、所轄庁と国税庁の両方に提出する必要がありますか。

(答) 国税庁長官の認定を受けている認定N P O法人が、平成 24 年 4 月 1 日以降、その有効期間内に所轄庁の認定を受けた場合、国税庁長官の認定の有効期限が終了するまでの間は国税庁長官の認定と所轄庁の認定の両方の認定を受けていることとなります。

この場合、事業年度終了後に提出する書類は、認定法人の利便性の観点等から、所轄庁に提出すればよいこととされております。

ただし、事業年度の途中で所轄庁の認定を受けた場合で、当該事業年度において国税庁長官認定N P O法人であった時期と、国税庁長官認定N P O法人かつ所轄庁認定N P O法人という時期が並存する場合には、国税庁長官と所轄庁それぞれに対して提出することとなります（次ページの具体例もご参考ください）。

(注1) 助成金の支給、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が 200 万円以下のものを除きます。）を行う場合又は法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名に変更があった場合の提出書等も、上記と同様の取り扱いとなります。

(注2) 所轄庁に事業年度終了後に提出する書類等と、国税庁長官に提出する書類等は、様式が異なりますのでご注意下さい。

(問 77) 活動計算書と収支計算書では認定基準等の計算の仕方は違うのですか。

(答) 認定等の審査は提出されている活動計算書又は収支計算書に基づいて行われるものであり、書類の違いにより認定等の基準が変わることはありません

(問 78) 事業年度終了後の報告のほかに、認定N P O法人等が所轄庁に提出しなければならない書類はありますか。

(答) 認定N P O法人等が他団体等に対して助成金の支給を行った場合は、その支給後遅滞なく、助成の実績を記載した書類を提出する必要があります（法 55②、62）。

また、200 万円以上の海外への送金又は金銭の持出しを行う場合は、事前に、災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難な場合は事後遅滞なく、金額及び使途並びにその予定日を記載した書類を提出する必要があります（旧法 55②、62）。

そのほか、名称変更した場合など一定の場合に該当するときは、所轄庁等に届出をする必要があります。

(問 79) 旧制度に基づき国税庁長官の認定を受け、その認定の有効期間の終了する日が平成 24 年 4 月 1 日以降に到来する認定N P O法人（旧認定法人）が、国税庁長官の認定の有効期間内に所轄庁の認定を受けた（新認定法人）場合には、国税庁長官の認定と所轄庁の認定が並存することになりますが、事業年度終了後に提出する書類は、所轄庁と国税庁の両方に提出する必要がありますか。

(答) 国税庁長官の認定を受けている認定N P O法人が、平成 24 年 4 月 1 日以降、その有効期間内に所轄庁の認定を受けた場合、国税庁長官の認定の有効期限が終了するまでの間は国税庁長官の認定と所轄庁の認定の両方の認定を受けていることとなります。

この場合、事業年度終了後に提出する書類は、認定法人の利便性の観点等から、所轄庁に提出すればよいこととされております。

ただし、事業年度の途中で所轄庁の認定を受けた場合で、当該事業年度において国税庁長官認定N P O法人であった時期と、国税庁長官認定N P O法人かつ所轄庁認定N P O法人という時期が並存する場合には、国税庁長官と所轄庁それぞれに対して提出することとなります（次ページの具体例もご参考ください）。

(注1) 助成金の支給、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が 200 万円以下のものを除きます。）を行う場合又は法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名に変更があった場合の提出書等も、上記と同様の取り扱いとなります。

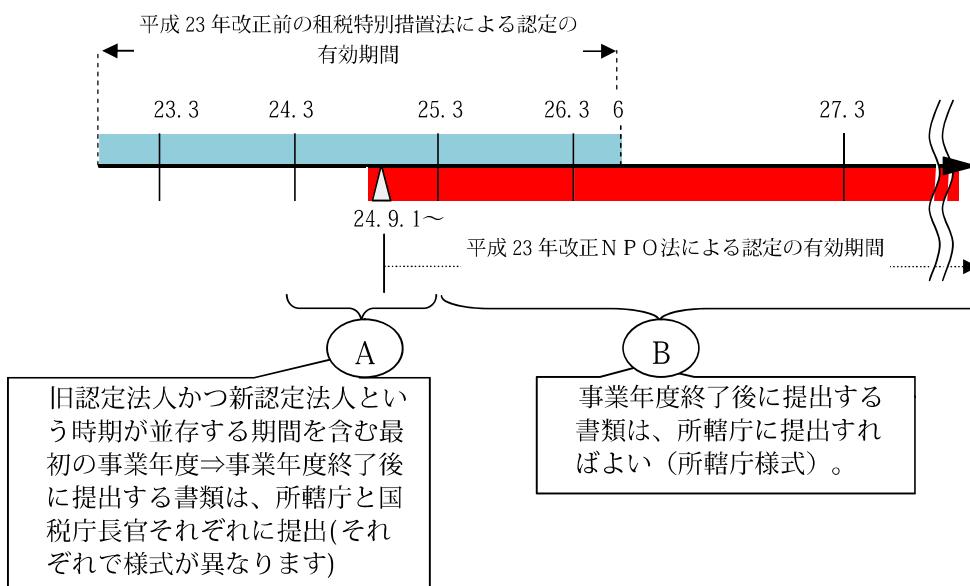
(注2) 所轄庁に事業年度終了後に提出する書類等と、国税庁長官に提出する書類等は、様式が異なりますのでご注意下さい。

【具体例①】

(認定の有効期間が平成 26 年 6 月 30 日までである 3 月決算の旧認定法人が、平成 24 年 9 月 1 日(事業年度の途中)に新認定法人として認定を受けた場合)

⇒平成 25 年 3 月期(下図 A)…所轄庁と国税庁長官それぞれに対しそれぞれの様式にて提出する必要があります。

平成 26 年 3 月期以降(下図 B)…所轄庁の様式にて所轄庁に対して提出すればよいこととなります。

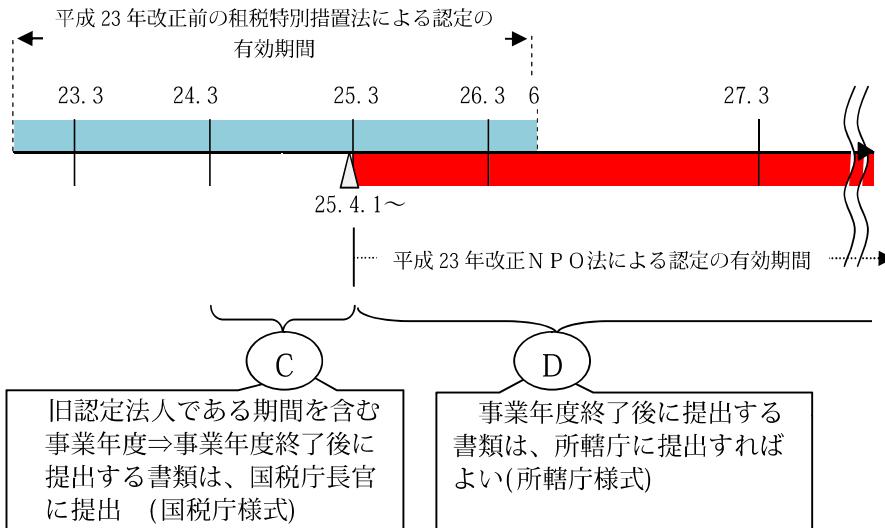


【具体例②】

(認定の有効期間が平成 26 年 6 月 30 日までである 3 月決算の旧認定法人が、平成 25 年 4 月 1 日(事業年度の開始日)に新認定法人として認定を受けた場合)

⇒平成 25 年 3 月期(下図 C)…国税庁が定める様式により国税庁長官に対してのみ提出する必要があります。

平成 26 年 3 月期以降(下図 D)…所轄庁が定める様式により所轄庁に対して提出すればよいこととなります。



(問 80) 認定N P O法人等の所轄庁への提出書類「前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」について、もともと、法人が作っていない場合、新たに規程を作り、提出しなければいけないのですか。

(答) 決算書上、人件費の支出がないことを理由に「役員報酬又は職員給与に関する規程」を不要とすることにはならず、例えば、定款において、一切の人件費の支出ができない旨の定め等が置かれている場合以外は、想定しうる範囲の人件費の支給に関する規定の整備は必要になると考えられます。

(問 81) 備置き、閲覧をさせることが必要とされている「職員給与の支給に関する規程」について、どのような規程を作成すべきでしょうか。例えば、職員への給与額について具体的な定めを置いておらず、「個別に給与を定める。」という文言のみの規程でも問題ないでしょうか。

(答) 給与規程の備置き、閲覧をさせる規定は、職員給与規程の情報公開を行うことによって、給与の支給が過大に行われていないか等について、市民の目により監視できるようにするための規定とされています。

給与規程の内容については、具体的には、労働基準法第 89 条において、「常時 10 人以上の労働者を使用する場合には、賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締め切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項を内容とした給与規程を含む就業規則を作成しなければならない。」とされており、これに準じた給与規程を作成していればよいものと考えます。

したがって、市民への情報公開の透明性や労働基準法の要請のいずれから見ても、給与の支給についての定めが「個別に給与を定める。」等の文言のみの給与規程では、内容が不足していると考えます。

ただし、仮に、具体的な給与の定めが「個別に給与を定める。」等の文言のみの給与規程であったとしても、具体的な給与の定めを定めた細則などを併せて備え置き、閲覧させることのできる状況にあれば、差し支えないと考えます。

(問 82) 遺贈により寄附を受けた場合、寄附者名簿に記載する寄附者の住所は死亡時のものを記載すればよいでしょうか。

(答) 遺贈を受けた場合の寄附者名簿における寄附者の住所については、被相続人の死亡時の住所地を記載するものと考えます。

また、民法第 985 条により、「遺言は、遺言者の死亡の時からその効力を生ずる。」としており、遺言の効力自体は死亡時から発生することになりますが、パブリック・サポート・テストの判定上、受入寄附金は実際に入金したときに収益として計上されるため、受領年月日は実際に入金のあった日を記載するものと考えます。

(問 83) 認定N P O法人等が寄附者に対して発行する領収書には、形式の定めはありますか。

(答) 認定N P O法人等が発行する領収書は、特に形式は問いませんが、租税特別措置法施行規則上、「…認定特定非営利活動法人等の行う租税特別措置法第 66 条 11 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨の当該認定特定非営利活動法人等が証する書類」とされていることから、認定N P O法人等の名称、所在地、所轄庁からの認定等通知書に記載された番号、認定年月日、受領した寄附金の額及び受領年月日並びにどのような特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金であるのかが記載されている必要があります。また、認定N P O法人等寄附金控除(税額控除)の適用を受けるためには、領収書に寄附者の氏名と住所も記載する必要があります(措規 19 の 10 の 3、22 の 12)。

(注) 個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行うこととなります。その場合の記載事項については、住所地の市区町村の税金関係の部署にお問い合わせください。

(問 84) 認定N P O法人のみなし寄附金制度について教えてください。

「収益事業に属する資産」であれば、「その他事業」に係る資産であっても「非収益事業で特定非営利活動事業(以下、「特活事業」といいます。)のために支出した金額」については、寄附金とみなすことができます。また、「非収益事業で特活事業のために支出した金額」とは、活動計算書上のどの科目と一致するのでしょうか。

(答) 「特活事業」、「その他事業」にかかわらず、法人税法上の収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で、法上の「特活事業」に該当するものために支出した金額は、みなし寄附金となります。

なお、活動計算書上は、収益事業と非収益事業の区分を明確に求めていないため、「収益事業に属する資産のうちから、非収益事業で特活事業のために支出した金額」が、活動計算書の特定の科目と一致するとは限りません。

(問 85) みなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の 50% 又は 200 万円のいずれか多い額とされています。仮に、所得金額が 250 万円であっても、みなし寄附金に該当する支出が 150 万円あった場合には、150 万円損金算入することが可能でしょうか。

(答) 150 万円を損金の額に算入することが可能です。

損金算入限度額は「所得金額の 50% 又は 200 万円のいずれか多い額」とされていますので、この場合は、所得金額の 50%(125 万円)ではなく、200 万円まで損金の額に算入することが可能となります。

認定の取消

(問 86) どのような場合に認定、特例認定は取り消されますか。

- (答) ① 次の場合には、認定又は特例認定が取り消されることとなります（法 67①）。
- イ 欠格事由（認定等を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しないものを除きます。）のいずれかに該当するとき
 - ロ 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新又は合併の認定を受けたとき
 - ハ 正当な理由がなく、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事による命令に従わないとき
 - ニ 認定 N P O 法人等から認定又は特例認定の取消しの申請があったとき
- ② 次の場合には、所轄庁は認定又は特例認定を取り消すことができます（法 67②）。
- イ 法第 45 条第 1 項第 3 号、第 4 号イ若しくはロ又は第 7 号に掲げる認定基準等に適合しなくなったとき
 - ロ 法第 29 条の事業報告書等の提出、第 52 条第 4 項又は第 54 条第 4 項の閲覧の規定を遵守していないとき
 - ハ 上記②イ及びロに掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき

(問 87) 認定基準等に適合しなくなった場合や、認定 N P O 法人等としての義務違反があった場合、勧告・命令を経ずに取消しが行われることはあるですか。

- (答) 認定の基準等に適合しなくなった場合や事業報告書等を所轄庁に提出していないなどの義務違反があった場合には、所轄庁は認定等を取り消すことができるとされています（法 67②）。

通常、認定基準等を回復することが十分に期待される場合や、義務違反行為を発生させるに至ったものの、再発防止策や法令遵守体制の整備が十分に講じられ、今後的是正が十分期待しうるような場合には勧告、命令等が措置され事後の適正な発展を期することになりますが、認定 N P O 法人等の行為等が著しく悪質である等の場合には勧告、命令等の段階的な処分を前置すことなく認定等を取り消されることがあります。

(問 88) 事業年度の途中で役員の親族割合基準を満たさなくなった場合、直ちに認定取消しとなるのでしょうか。

- (答) 役員の親族割合基準を満たさない場合には、所轄庁は認定等を取り消すことができるとされています（法 67②）。

なお、何らかの理由で理事が欠けた場合に、結果として親族割合が変動してしまう場合などが考えられ、そのような場合には法人の努力や所轄庁の指導監督で改善が期待されることが少なくないことから、事態の度合いに応じて所轄庁が取消しの必要性を判断することとなります。

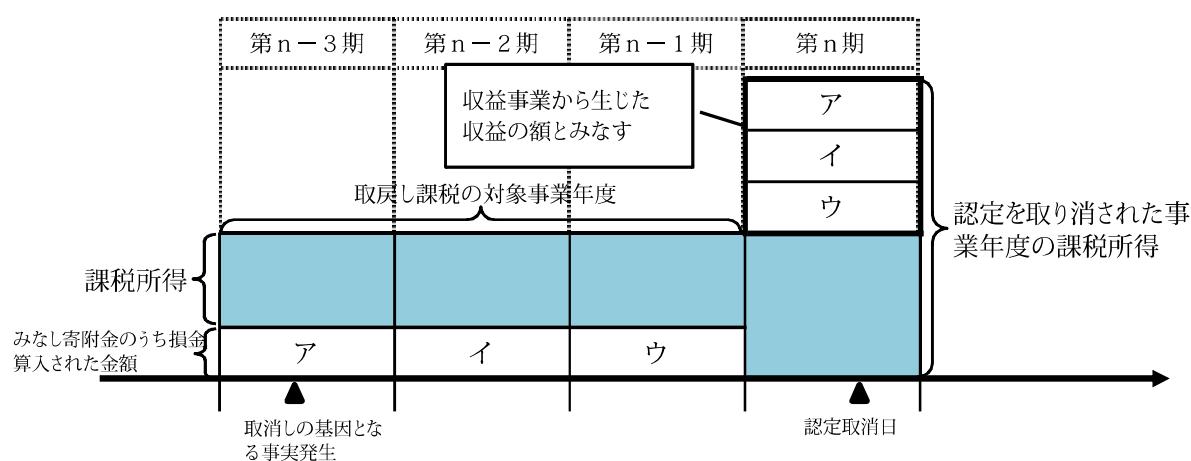
(問 89) 認定が取り消された場合の取戻し課税とはどのような制度でしょうか。

答) 認定N P O 法人の認定が取り消された場合に、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額^(注)のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額を、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益事業から生じた収益の額とみなし、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する制度をいいます（措法 66 の 11 の 2 ③④⑤）。

この制度は、平成 23 年 6 月 30 日以後に認定を取り消されたN P O 法人の、平成 23 年 6 月 30 日以後に開始する事業年度において損金の額に算入したみなし寄附金の額について適用されます。

(注) みなし寄附金の額とは、収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動事業に係る事業に該当するものために支出した金額をいいます（51 頁を参照してください。）。

【概要図】



○ 市民協働推進課 の 案内図



特定非営利活動法人関係事務の案内【認定（特例認定）NPO法人編】

平成29年4月

相模原市 市民局 市民協働推進課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話：042-769-8226 FAX：042-754-7990